

糸満市一般廃棄物処理基本計画（素案）

計画期間：2024 年度～2033 年度

令和 6 年 3 月

《 目 次 》

第 1 章 一般廃棄物処理基本計画の概要

1. 一般廃棄物処理計画の策定について	1
2. 糸満市一般廃棄物処理基本計画の適用範囲	4
3. 糸満市一般廃棄物処理基本計画の目標年度	4
4. 糸満市一般廃棄物処理基本計画の進行管理	5
5. 糸満市の一般廃棄物処理に係る基本方針	6

第 2 章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理体制	8
2. ごみ処理の実績	14
3. 減量化目標値の達成状況	26
4. 現行の基本計画における施策の実施状況及び評価	28
5. ごみ処理の課題	31
6. ごみ処理行政の動向	36
7. ごみ量の予測	38
8. 減量化目標の設定	44
9. ごみ処理計画	51

第 3 章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理体制	58
2. 施設整備状況	59
3. 生活排水処理の実績	62
4. 現行の基本計画における施策の実施状況及び評価	64
5. 生活排水処理の課題	66
6. 生活排水処理行政の動向	68
7. 生活排水処理計画	69

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

1. 一般廃棄物処理計画の策定について

(1) 一般廃棄物処理計画策定の法的根拠

一般廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村に策定が義務づけられている計画です。計画には、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、区域内の一般廃棄物の発生量等の見込みや排出抑制の方策、分別の種類等を定めるものとされています。

なお、計画策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」及び「生活排水処理基本計画策定指針」などに沿って策定されます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋、基本計画に係る条項）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物処理法」及び「糸満市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定に基づき策定するものです。

策定にあたっては、本市の総合計画やその他関連計画と整合を図りつつ、ごみ処理及びし尿処理を共同で実施している南部広域行政組合（構成市町：本市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町）管内の一般廃棄物処理の枠組みを踏まえたものとします。

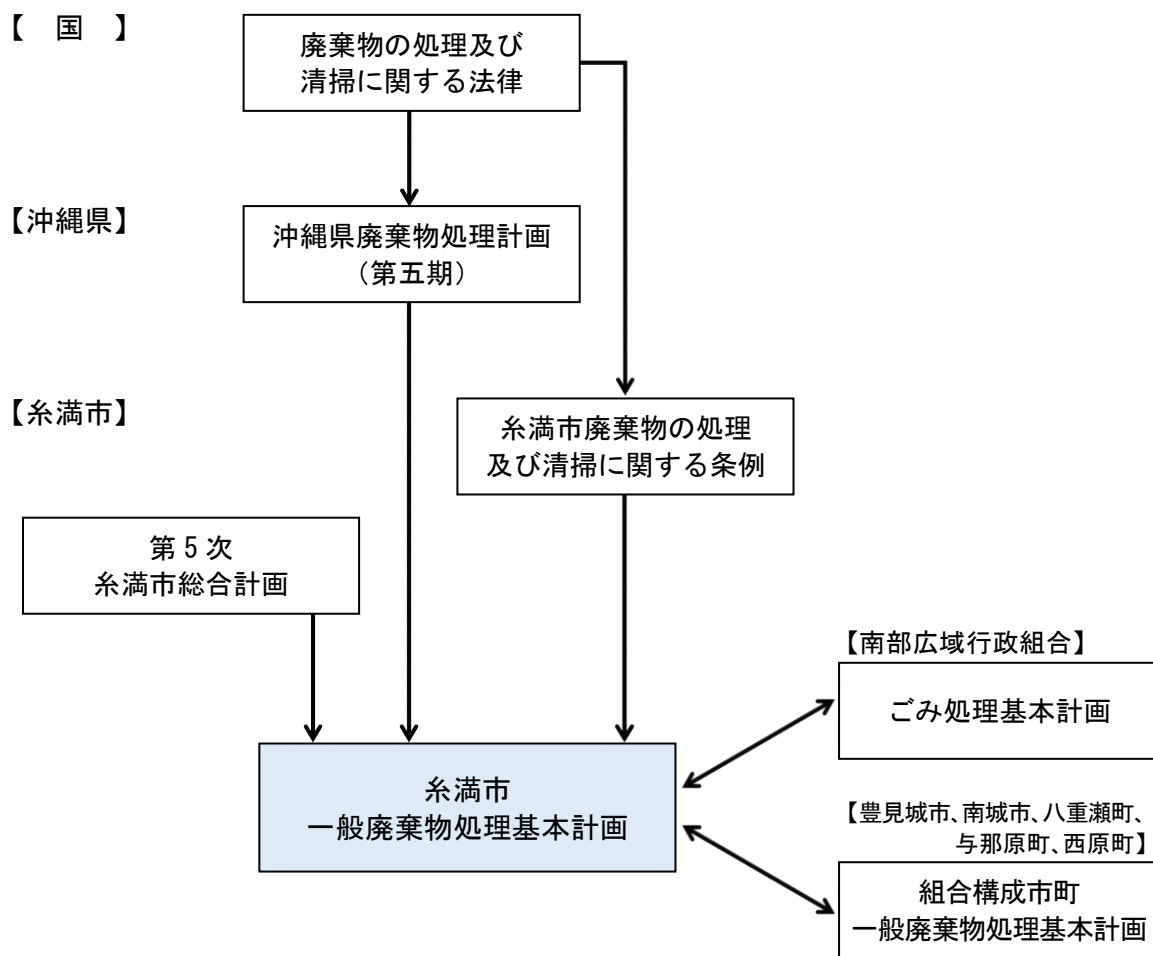


図 1-1 糸満市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ（概要図）

(3) 一般廃棄物処理計画の構成及び内容

一般廃棄物処理計画は、「長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）」と「基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）」から構成されています。また、それぞれ、ごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成されています。

一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。一般廃棄物処理基本計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、市民の要望等を踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

一般廃棄物処理実施計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画等を明確にし、市町村はこれに基づき一般廃棄物の処理を行っていくものとしています。

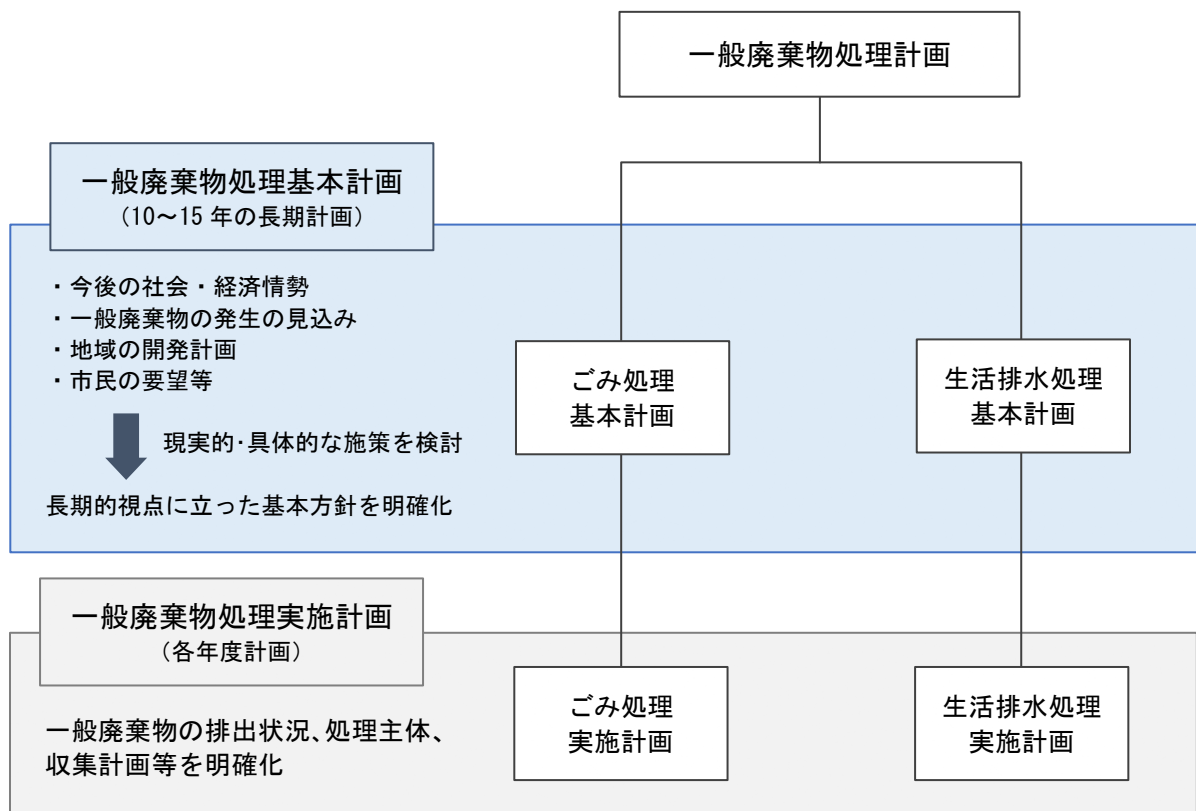


図 1-2 一般廃棄物処理計画の構成

2. 糸満市一般廃棄物処理基本計画の適用範囲

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、糸満市全域とします。

(2) 対象となる廃棄物

糸満市内で発生するすべての一般廃棄物を対象とします。なお、その対象は、本市及び南部広域行政組合において処理する廃棄物はもとより、本市以外の者に委託して処理する一般廃棄物も対象とします。

3. 糸満市一般廃棄物処理基本計画の目標年度

本計画は令和 6 年度を初年度とし 10 年後の令和 15 年度を目標年度とします。

令和 15 年度における本市と周辺地域の将来の姿を想定し、地域の特性を活かしつつ、目標年度に理想とする一般廃棄物処理行政の確立を目指します。

また、本計画は計画期間において、おおむね 5 年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行います。

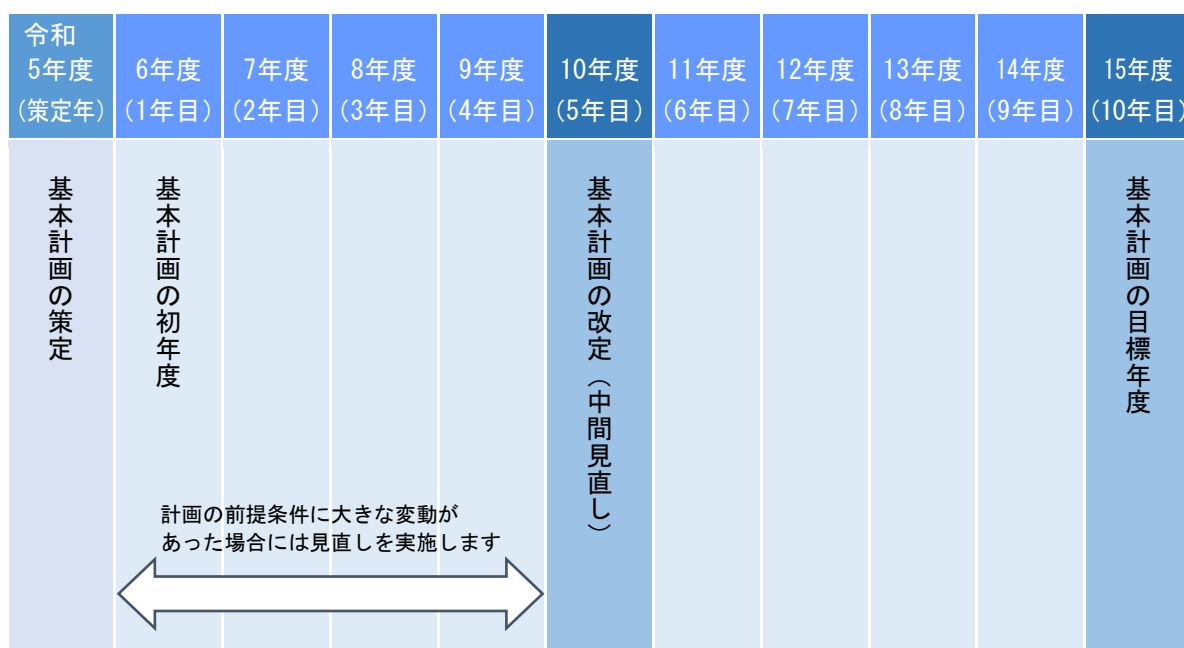


図 1-3 糸満市一般廃棄物処理基本計画の目標年度

4. 糸満市一般廃棄物処理基本計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、基本計画の策定・改定（Plan）、施策の実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）からなるPDCAサイクルにより継続的に行っていきます。

(1) 基本計画の策定・改定（Plan）

一般廃棄物の排出抑制、循環利用及び適正処理等の実現に向けて一般廃棄物処理基本計画の策定・改定を行います。

(2) 基本計画に基づく施策の実施（Do）

一般廃棄物処理基本計画に基づき、各種施策に取り組んでいきます。

(3) 基本計画の評価（Check）

各種施策の実施状況、目標の進捗・達成状況等の確認、評価を行います。

(4) 基本計画の見直し（Action）

確認、評価を踏まえておおむね5年ごと、または計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行うものとします。

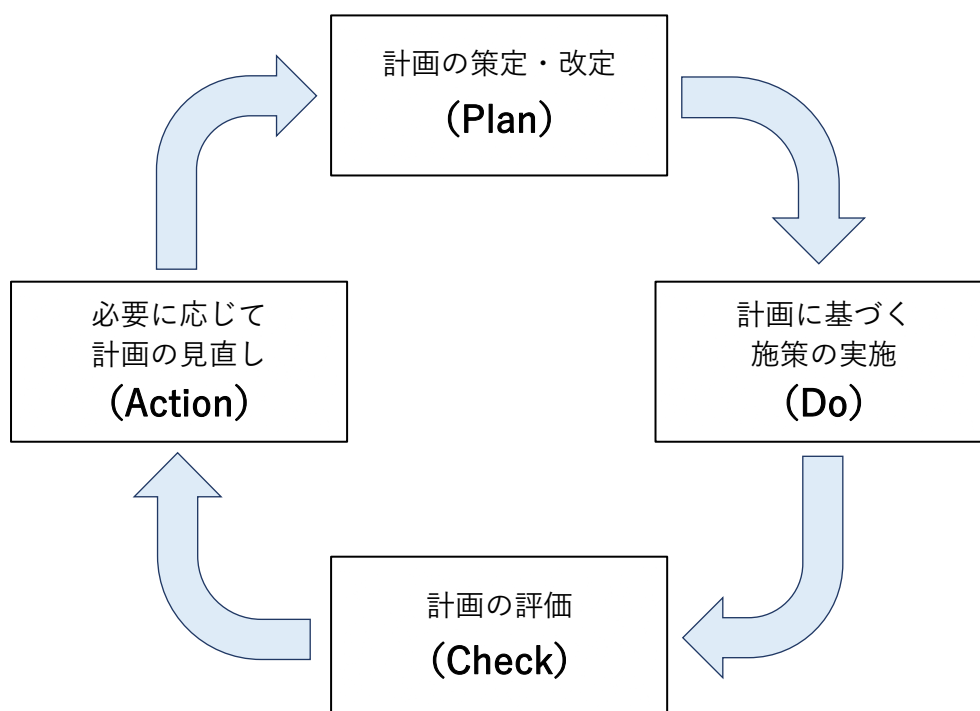


図 1-4 PDCAサイクルによる進行管理のイメージ

5. 糸満市の一般廃棄物処理に係る基本方針

(1) ごみ処理基本方針

本市は、これまで「循環型社会」の構築に向けて取り組んでおり、今後も施策を継続し、ごみの発生抑制（リデュース）、製品等の再使用（リユース）に努め、資源として再生可能なものについては再生利用（リサイクル）を図るいわゆる「3R」を推進します。

今後のごみ処理に関する基本方針を以下のように定め、ごみの排出抑制及びごみの適正処理に向けて積極的に行動します。

糸満市のごみ処理に関する基本方針

①ごみの排出抑制の推進

行政・市民・事業者が協働し、それぞれの責任と役割分担の下に、ごみの排出抑制に取り組めます。

②再生利用(リサイクル)率の向上

分別の徹底を呼びかけるとともに、資源ごみの抜き取り行為の防止を図り更なるリサイクルに努めます。

③ごみの適正処理

リサイクル等の循環的利用が困難なごみについては、適正な処理・処分を行い、野焼きや不法投棄等の防止に努めます。

④普及・啓発の推進

市民1人1人がごみの排出抑制やリサイクルの推進、不法投棄の防止等の意識を高めるよう普及・啓発に努めます。

(2) 生活排水処理基本方針

本市では、快適な生活環境の維持・向上と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道及び農業集落排水施設の整備推進、合併処理浄化槽の設置を促進しているところです。

生活排水の適正処理については、市民の理解と協力が不可欠であり、特に生活雑排水の直接排水に関しては公共用水域の水質汚濁に繋がることから、市民への意識啓発は重要となってきます。

今後も公共下水道及び農業集落排水施設の整備推進と当該施設への接続の促進を行っていくものとし、下水道等の整備が困難な地域については、合併処理浄化槽への切り替えを促進していきます。また、浄化槽設置世帯に対しては、浄化槽を適正に管理していただくように周知を図っていきます。

糸満市の生活排水処理に関する基本方針

①施設整備の推進

公共下水道や農業集落排水処理区域については、その整備を推進していきます。

②公共下水道等への接続促進

公共下水道や農業集落排水処理区域（整備済み地域）については、当該施設への接続を促進していきます。

③合併処理浄化槽への切り替え促進

公共下水道等処理区域外においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進していきます。

④浄化槽の適正管理の啓発

単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽設置世帯に対し、浄化槽の適正管理を啓発していきます。

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理体制

(1) ごみの収集・運搬概要及びごみ処理フロー

本市の収集区域は市内全域となっており、一般家庭より排出される生活系ごみは委託業者によって収集が行われ、事業所等より排出される事業系ごみは許可業者によって収集が行われています。また、生活系ごみ及び事業系ごみともに、糸豊環境美化センターに自ら持ち込む自己搬入が行われています。

収集方式については、生活系ごみは各戸収集またはステーション収集が行われ、事業系ごみは許可業者との契約等によることとなっています。

本市のごみ収集運搬の概要を以下に示します。

収集運搬の概要

収集区域：糸満市内全域

収集業者：生活系ごみ …… 委託業者

事業系ごみ …… 許可業者

収集方式：生活系ごみ …… 各戸収集方式・ステーション収集方式

事業系ごみ …… 許可業者との契約等による

分別種類：生活系ごみ …… もやせるごみ、もやせないごみ、
有害ごみ、粗大ごみ、
資源ごみ（紙類、かん類、びん類、ペットボトル）

事業系ごみ …… もやせるごみ、
資源化物（紙類、びん、かん、ペットボトル）

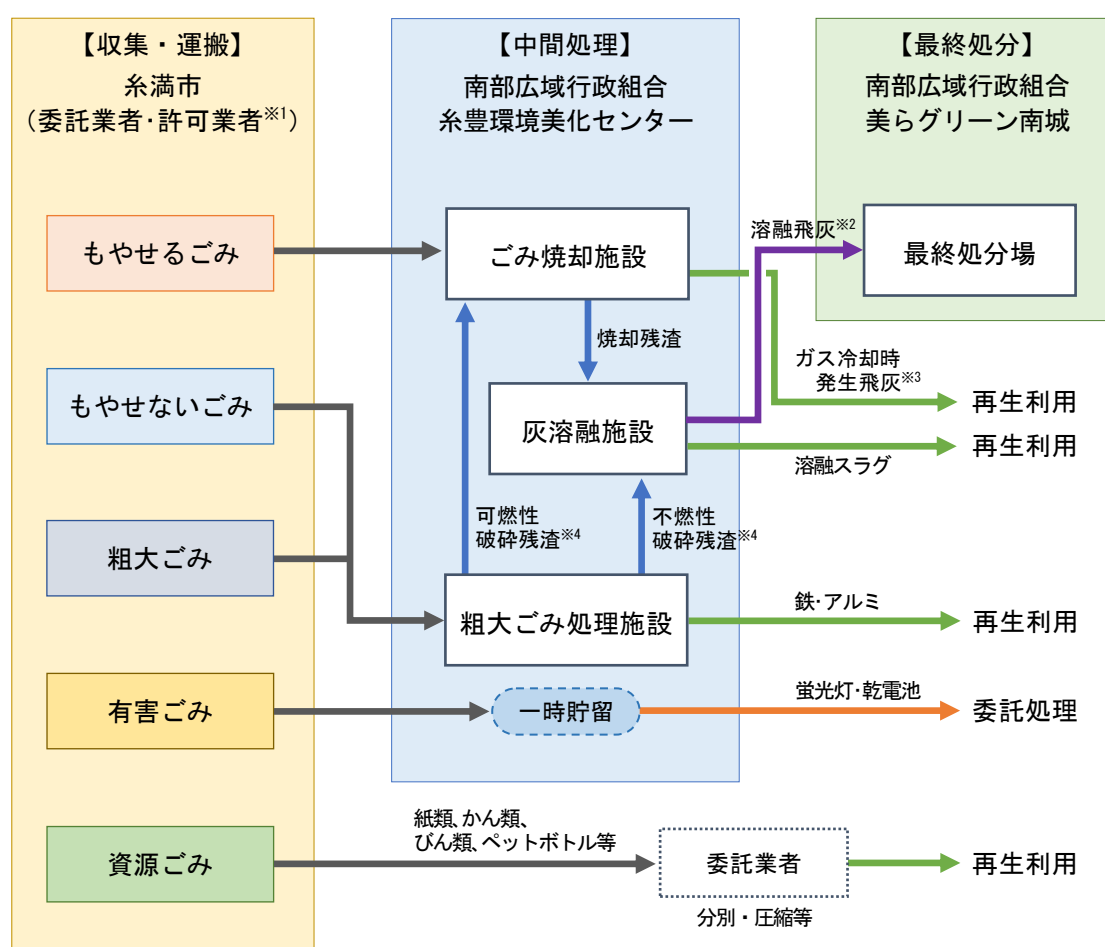
※ごみの収集・運搬は業者によるもの以外に自己搬入を行うこともできます。

本市のごみ処理の流れを図 2-1 に示します。

市内の家庭や事業所から分別して排出されたごみは、南部広域行政組合及び民間の委託業者により処理されています。

ごみの中間処理は、南部広域行政組合の糸豊環境美化センターにおいて行われており、もやせるごみは焼却処理及び溶融処理が行われ、もやせないごみ及び粗大ごみは破碎処理等が行われています。また、焼却処理の燃焼ガス冷却時に発生する飛灰、灰溶融施設から排出される溶融スラグについては再生利用を行っており、灰溶融施設から排出される溶融飛灰は、南部広域行政組合の美らグリーン南城において最終処分を行っています。

また、資源ごみは委託業者により分別・圧縮等の処理が行われ、再生利用されています。



※1 ごみの収集・運搬は業者によるもの以外に自己搬入を行うこともできます。

※2 灰溶融施設から排出される溶融飛灰は、固化処理を行ったうえで最終処分を行っています。

※3 焼却処理の燃焼ガス冷却時に発生する飛灰は、山元還元による再生利用を行っています。

※4 粗大ごみ処理施設から排出される可燃性破碎残渣は焼却処理、不燃性破碎残渣は溶融処理を行っています。

図 2-1 糸満市のごみ処理の流れ

(2) ごみの分別種類

本市の生活系ごみの分別種類、排出形態及び収集回数を表 2-1 に示します。

生活系ごみの分別は大きく分けて資源ごみ、もやせるごみ、有害ごみ、もやせないごみ及び粗大ごみの 5 種類となっています。

また、資源ごみは 4 種類に細分され、紙類は種類別にひもでしばり、かん類、びん類及びペットボトルはそれぞれ分別し、透明または半透明な袋（中身が判別できるもの）で排出することとなっています。

もやせるごみ、有害ごみ及びもやせないごみについては指定袋で排出し、粗大ごみについては申込制（粗大ごみ用シール貼付）となっています。なお、自己搬入時は、ごみの中身が判別できる透明または半透明の袋を使用するものとし、重量に応じた料金負担（従量制）が必要となります。

表 2-1 生活系ごみの分別種類、排出形態及び収集回数

生活系ごみの分別種類			排出形態	収集回数
資源ごみ	紙類	新聞紙、本類、段ボール、紙パック	種類別にひも でしばる	週 1 回
	かん類	飲料用のアルミ缶、スチール缶、ミ ルク缶、菓子缶、缶詰の缶など	透明または 半透明な袋 (中身が判別 できるもの)	
	びん類	飲料用・調味料用のびん		
	ペットボトル	飲料用・調味料用のペットボトル  マークのあるものだけ出す		
もやせるごみ		生ゴミ、草木類、プラスチック類、 紙くず、紙おむつ、衣類、ゴム、革製 品など	指定袋	週 3 回
有害ごみ		蛍光灯・水銀体温計、充電式電池、電 池一体型の小型電子家電	指定袋	毎月第 1 指定曜日
もやせないごみ		金属類、ガラス類、陶器類、小型の 電化製品	指定袋	毎月第 2・3・4・5 指定曜日
粗大ごみ		電化製品（家電リサイクル対象外）、 家具類、寝具類、木の枝・幹、その他	申込制 (粗大ごみ用 シール貼付)	週 1 回

資料：「ごみの分け方・出し方ハンドブック（令和 5 年 12 月）」糸満市

本市の事業系ごみの分別種類及び排出形態を表 2-2 に示します。

事業所等から排出されるごみは、産業廃棄物とそれ以外の事業系一般廃棄物（事業系ごみ）に大別され、市等が処理を行うのは事業系一般廃棄物（事業系ごみ）となります。

事業系ごみは大きく分けて資源化物及びもやせるごみの 2 種類となっています。事業系ごみの排出にあたっては指定袋で排出する必要は無く、透明または半透明な袋で排出することとなっています。また、資源化物の紙類については種類別に紙ひもでしばり、びんは無色、茶色、その他の色ごとに分別、かんはスチール缶、アルミ缶に分別して排出することとなっています。

また、事業系ごみの収集・運搬は許可業者へ依頼するか、または、排出者自らが、もやせるごみについては糸豊環境美化センターへ搬入し、資源化物については資源化業者へ搬入することになり、その際、処理手数料等を支払う必要があります。

表 2-2 事業系ごみの自己搬入における分別種類及び排出形態

事業系ごみの分別種類			排出形態
資源化物	紙類	新聞・チラシ、ＯＡ用紙、段ボール、雑誌、雑がみ	種類別に紙ひもでしばる
	びん	無色、茶色、その他の色	種類別に透明または半透明な袋
	かん	スチール缶、アルミ缶	
	ペットボトル	ふたとラベルは外す	
もやせるごみ		生ごみ、資源化できない紙、プラスチック類	透明または半透明な袋

資料：糸満市

(3) 中間処理体制

本市のごみの中間処理を行っている南部広域行政組合の糸豊環境美化センターは糸満市に所在しており、本市及び豊見城市のごみ処理を行っています。

施設内には、もやせるごみを焼却処理する焼却施設、もやせないごみ及び粗大ごみを破碎・圧縮処理する粗大ごみ処理施設、焼却施設から発生する焼却灰等の処理を行う灰溶融施設が整備されています。



写真 2-1 糸豊環境美化センター

表2-3 糸豊環境美化センターの概要

施設名称		糸豊環境美化センター
所在地		糸満市字束里74番地の1
竣工		平成10年 3月
施設	ごみ焼却処理施設	処理能力：200t/24h（100t/24h×2炉） 処理方式：全連続燃焼式
	粗大ゴミ処理施設	処理能力：30t/5h 処理方式：破碎処理
	灰溶融施設※1	処理能力：22t/日（11t/日×2炉） 処理方式：ストーカ直結溶融方式

※1 灰溶融施設は平成 23 年 11 月竣工。

資料：糸豊環境美化センターパンフレット等

(4) 最終処分体制

本市のごみの最終処分を行っている南部広域行政組合の美らグリーン南城は南城市に所在しています。

施設では、糸豊環境美化センター（処理対象：本市及び豊見城市）及び東部環境美化センター（処理対象：南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町）の各ごみ焼却施設等から発生する焼却灰、焼却飛灰及び溶融飛灰の最終処分（埋立処分）を行っており、現在は最終処分場A棟の埋立が令和5年度中に完了する予定であり、最終処分場B棟においても一部埋立が開始されています。



写真 2-2 美らグリーン南城

表2-4 美らグリーン南城の概要

施設名称		美らグリーン南城
所在地		南城市玉城字奥武1124番地
最終処分場	施設の種類	被覆型一般廃棄物最終処分場
	埋立容量	A棟：約29,800m ³ B棟：約64,200m ³
	埋立期間	A棟：平成30年9月～令和5年度中 B棟：令和5年度中～令和15年度（10年間 見込）
	埋立対象物	焼却灰、焼却飛灰、溶融飛灰
	遮水方式	二重シート方式
浸出水処理施設	処理能力	28m ³ ／日
	処理方式	汚水処理方式：逆浸透膜処理 汚泥処理方式：蒸発乾燥処理

資料：美らグリーン南城パンフレット等

2. ごみ処理の実績

(1) ごみの総排出量

本市のごみ総排出量の推移は図 2-2 及び表 2-5 に示すとおり、平成 25 年度以降増加傾向にありましたが、令和 4 年度は減少に転じています。1 人 1 日当たりごみ排出量の推移も増加傾向にあり、令和 2 年度以降には沖縄県平均を上回っています。なお、令和 2～3 年度の生活系ごみ量の増加は、新型コロナウイルス感染症の流行により、外出自粛（在宅時間の増加）によるものと考えられます。

令和 4 年度におけるごみ総排出量は、年間量が 20,600 トン、1 人 1 日当たりごみ排出量が 902 グラムとなっています。

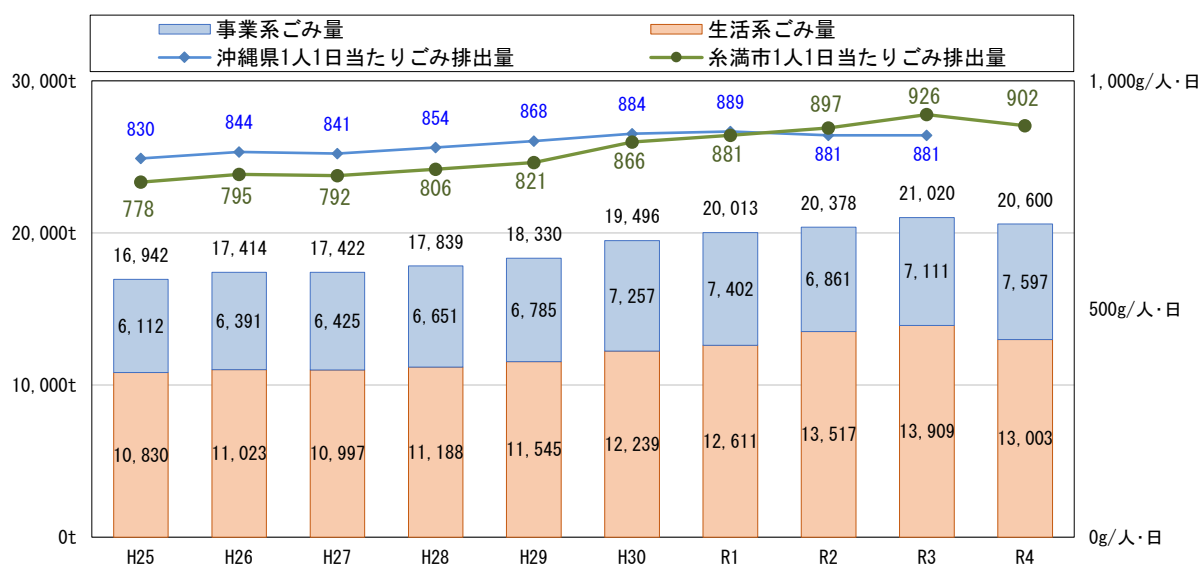


図 2-2 糸満市のごみ排出量の推移

表 2-5 糸満市のごみ排出量の推移

年度	項目	人口 (人)	ごみ排出量 (t/年)			1 人 1 日当たりごみ排出量 (g/人・日)		
			総排出量	生活系ごみ量	事業系ごみ量	糸満市	沖縄県平均	全国平均
平成 25 年度		59,681	16,942	10,830 (63.9%)	6,112 (36.1%)	778	830	958
平成 26 年度		59,988	17,414	11,023 (63.3%)	6,391 (36.7%)	795	844	947
平成 27 年度		60,099	17,422	10,997 (63.1%)	6,425 (36.9%)	792	841	939
平成 28 年度		60,673	17,839	11,188 (62.7%)	6,651 (37.3%)	806	854	925
平成 29 年度		61,147	18,330	11,545 (63.0%)	6,785 (37.0%)	821	868	920
平成 30 年度		61,646	19,496	12,239 (62.8%)	7,257 (37.2%)	866	884	919
令和 1 年度		62,099	20,013	12,611 (63.0%)	7,402 (37.0%)	881	889	918
令和 2 年度		62,270	20,378	13,517 (66.3%)	6,861 (33.7%)	897	881	901
令和 3 年度		62,185	21,020	13,909 (66.2%)	7,111 (33.8%)	926	881	890
令和 4 年度		62,590	20,600	13,003 (63.1%)	7,597 (36.9%)	902	—	—

※ 各数値の単位未満は四捨五入しており、合計が合わないことがあります。

※ 令和 4 年度の各数値は速報値であり、訂正される可能性があります。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、糸満市

(2) ごみの種類別排出量

①生活系ごみ

本市の生活系ごみの種類別排出量の推移を図 2-3 及び表 2-6 に示します。

令和 4 年度における種類別排出量は、もやせるごみが最も多く 11,454 トン、次いで資源ごみが 917 トン、もやせないごみが 370 トン、粗大ごみが 233 トン、有害ごみが 29 トンとなっています。

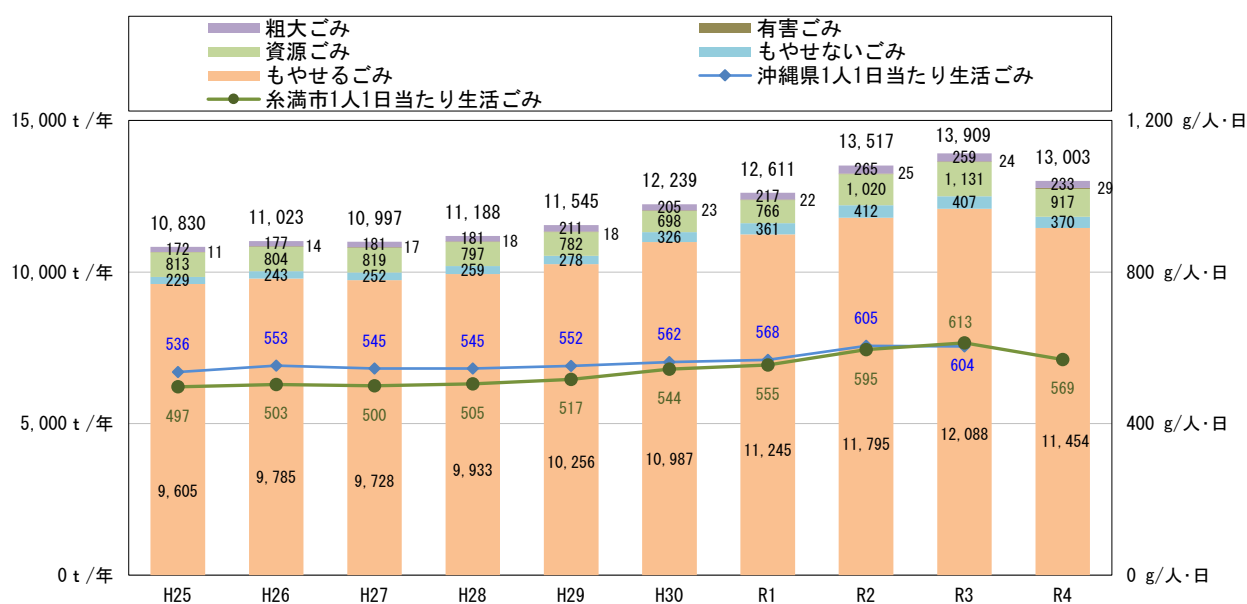


図 2-3 糸満市の生活系ごみの種類別排出量の推移

表 2-6 糸満市の生活系ごみの種類別排出量の推移

年度	項目	もやせるごみ (t/年)	もやせないごみ (t/年)	資源ごみ (t/年)	有害ごみ (t/年)	粗大ごみ (t/年)	合計 (t/年)	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	
								糸満市	沖縄県
平成 25 年度		9,605 (88.7%)	229 (2.1%)	813 (7.5%)	11 (0.1%)	172 (1.6%)	10,830	497	536
平成 26 年度		9,785 (88.8%)	243 (2.2%)	804 (7.3%)	14 (0.1%)	177 (1.6%)	11,023	503	553
平成 27 年度		9,728 (88.5%)	252 (2.3%)	819 (7.4%)	17 (0.2%)	181 (1.6%)	10,997	500	545
平成 28 年度		9,933 (88.8%)	259 (2.3%)	797 (7.1%)	18 (0.2%)	181 (1.6%)	11,188	505	545
平成 29 年度		10,256 (88.8%)	278 (2.4%)	782 (6.8%)	18 (0.2%)	211 (1.8%)	11,545	517	552
平成 30 年度		10,987 (89.8%)	326 (2.7%)	698 (5.7%)	23 (0.2%)	205 (1.7%)	12,239	544	562
令和 1 年度		11,245 (89.2%)	361 (2.9%)	766 (6.1%)	22 (0.2%)	217 (1.7%)	12,611	555	568
令和 2 年度		11,795 (87.3%)	412 (3.0%)	1,020 (7.5%)	25 (0.2%)	265 (2.0%)	13,517	595	605
令和 3 年度		12,088 (86.9%)	407 (2.9%)	1,131 (8.1%)	24 (0.2%)	259 (1.9%)	13,909	613	604
令和 4 年度		11,454 (88.1%)	370 (2.8%)	917 (7.1%)	29 (0.2%)	233 (1.8%)	13,003	569	—

※ 各数値の単位未満は四捨五入しており、合計が合わないことがあります。

※ 令和 4 年度の各数値は速報値であり、訂正される可能性があります。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、糸満市

②事業系ごみ

本市の事業系ごみの種類別排出量の推移を図 2-4 及び表 2-7 に示します。

令和 4 年度における種類別排出量は、もやせるごみが最も多く 7,516 トン、次いで資源化物が 57 トン、もやせないごみが 24 トンとなっています。

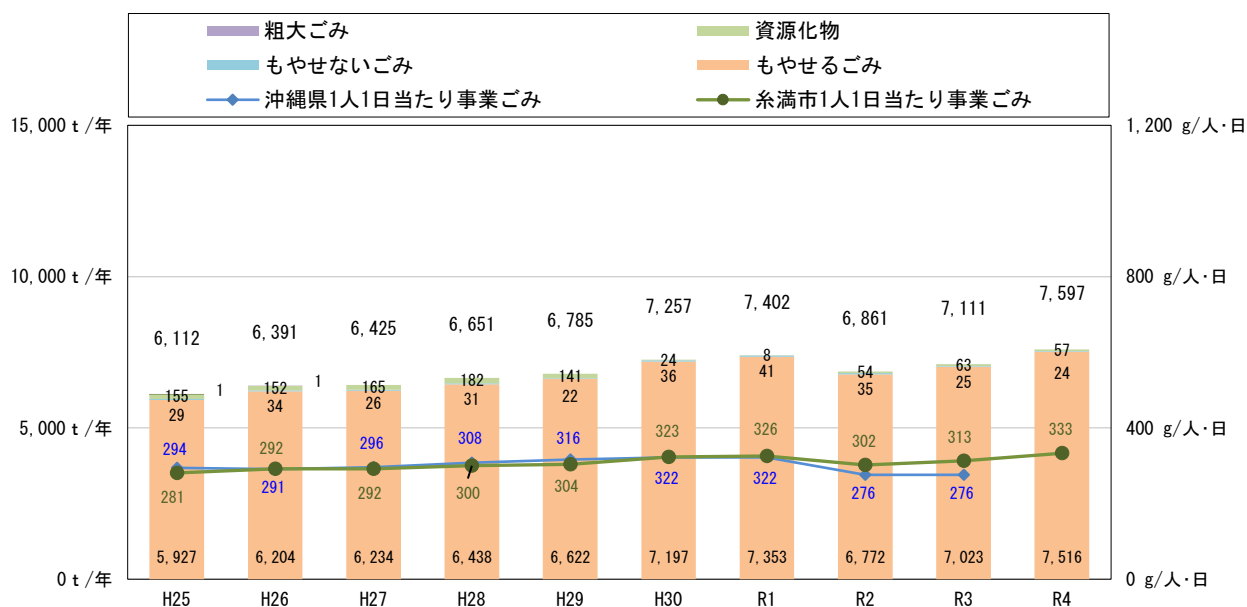


図 2-4 糸満市の事業系ごみの種類別排出量の推移

表 2-7 糸満市の事業系ごみの種類別排出量の推移

年度	項目	もやせるごみ (t/年)	もやせないごみ (t/年)	資源化物 (t/年)	粗大ごみ (t/年)	合計 (t/年)	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	
							糸満市	沖縄県
平成25年度		5,927 (97.0%)	29 (0.5%)	155 (2.5%)	1 (0.0%)	6,112	281	294
平成26年度		6,204 (97.1%)	34 (0.5%)	152 (2.4%)	1 (0.0%)	6,391	292	291
平成27年度		6,234 (97.0%)	26 (0.4%)	165 (2.6%)	0 (0.0%)	6,425	292	296
平成28年度		6,438 (96.8%)	31 (0.5%)	182 (2.7%)	0 (0.0%)	6,651	300	308
平成29年度		6,622 (97.6%)	22 (0.3%)	141 (2.1%)	0 (0.0%)	6,785	304	316
平成30年度		7,197 (99.2%)	36 (0.5%)	24 (0.3%)	0 (0.0%)	7,257	323	322
令和1年度		7,353 (99.3%)	41 (0.6%)	8 (0.1%)	0 (0.0%)	7,402	326	322
令和2年度		6,772 (98.7%)	35 (0.5%)	54 (0.8%)	0 (0.0%)	6,861	302	276
令和3年度		7,023 (98.8%)	25 (0.3%)	63 (0.9%)	0 (0.0%)	7,111	313	276
令和4年度		7,516 (98.9%)	24 (0.3%)	57 (0.8%)	0 (0.0%)	7,597	333	—

※ 各数値の単位未満は四捨五入しており、合計が合わないことがあります。

※ 令和4年度の各数値は速報値であり、訂正される可能性があります。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、糸満市

③生活系ごみ及び事業系ごみの合計

前項までの生活系ごみ及び事業系ごみを合わせた本市全体の種類別排出量の推移を図2-5及び表2-8に示します。

令和4年度における種類別排出量は、もやせるごみが最も多く18,970トン、次いで資源ごみ（資源化物）が974トン、もやせないごみが394トン、粗大ごみが233トン、有害ごみが29トンとなっています。

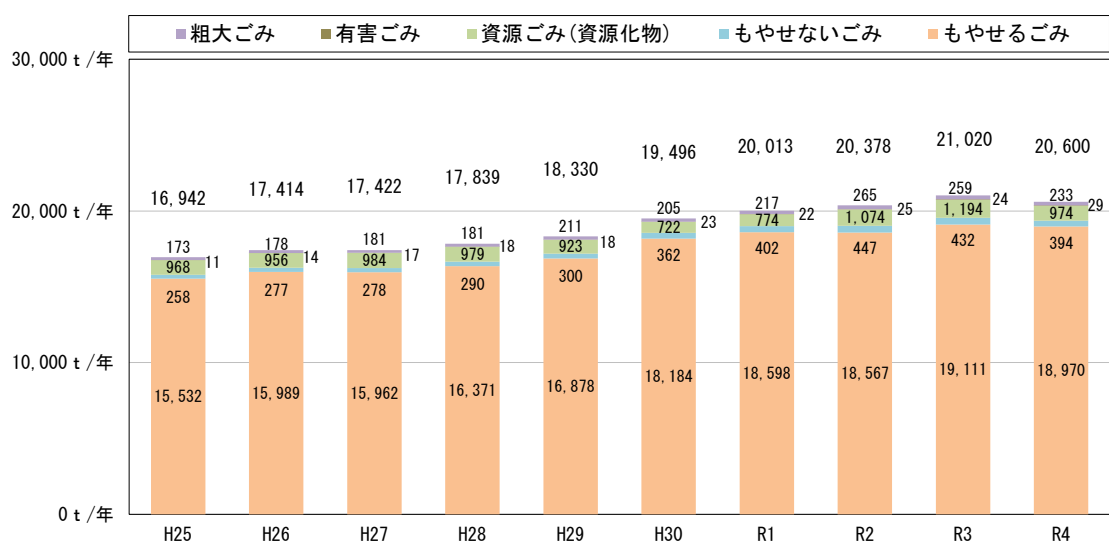


図2-5 糸満市のごみの種類別排出量（生活系、事業系の合計）の推移

表2-8 糸満市のごみの種類別排出量（生活系、事業系の合計）の推移

年度	項目	もやせるごみ (t/年)	もやせないごみ (t/年)	資源ごみ (資源化物) (t/年)	有害ごみ (t/年)	粗大ごみ (t/年)	合計 (t/年)
平成25年度		15,532 (91.7%)	258 (1.5%)	968 (5.7%)	11 (0.1%)	173 (1.0%)	16,942
平成26年度		15,989 (91.8%)	277 (1.6%)	956 (5.5%)	14 (0.1%)	178 (1.0%)	17,414
平成27年度		15,962 (91.6%)	278 (1.6%)	984 (5.6%)	17 (0.1%)	181 (1.0%)	17,422
平成28年度		16,371 (91.8%)	290 (1.6%)	979 (5.5%)	18 (0.1%)	181 (1.0%)	17,839
平成29年度		16,878 (92.1%)	300 (1.6%)	923 (5.0%)	18 (0.1%)	211 (1.2%)	18,330
平成30年度		18,184 (93.3%)	362 (1.9%)	722 (3.7%)	23 (0.1%)	205 (1.1%)	19,496
令和1年度		18,598 (92.9%)	402 (2.0%)	774 (3.9%)	22 (0.1%)	217 (1.1%)	20,013
令和2年度		18,567 (91.1%)	447 (2.2%)	1,074 (5.3%)	25 (0.1%)	265 (1.3%)	20,378
令和3年度		19,111 (90.9%)	432 (2.1%)	1,194 (5.7%)	24 (0.1%)	259 (1.2%)	21,020
令和4年度		18,970 (92.1%)	394 (1.9%)	974 (4.7%)	29 (0.1%)	233 (1.1%)	20,600

※ 各数値の単位未満は四捨五入しており、合計が合わないことがあります。

※ 令和4年度の各数値は速報値であり、訂正される可能性があります。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、糸満市

(3) ごみの処理状況

本市のごみ処理状況の推移を図 2-6 及び表 2-9 に示します。

令和 4 年度におけるごみ処理状況は、直接焼却量が 18,970 トン、焼却以外の中間処理が 1,190 トン、直接資源化量が 440 トンとなっています。

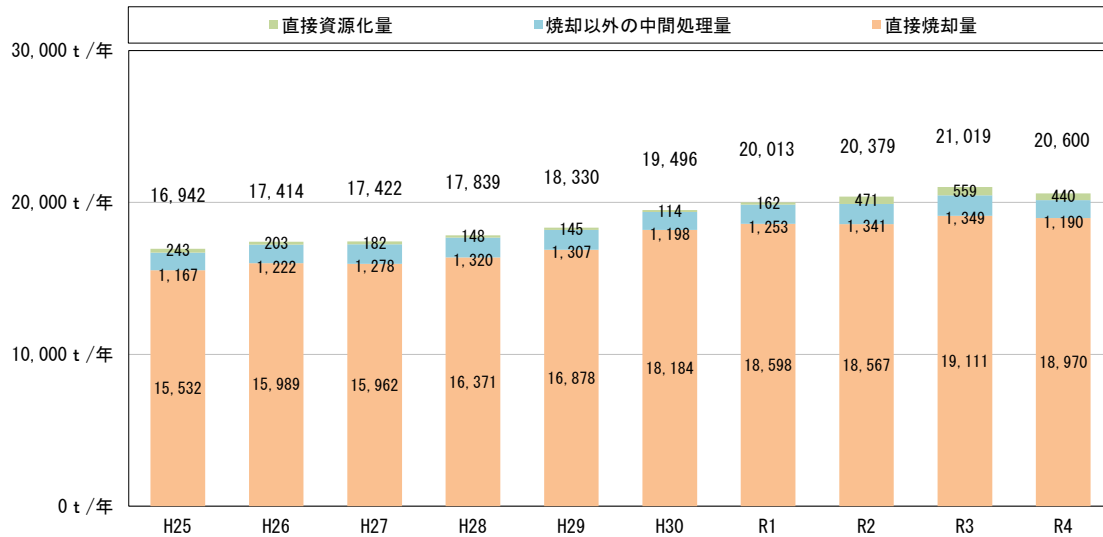


図 2-6 糸満市のごみの処理状況の推移

表 2-9 糸満市のごみの処理状況の推移

年度 \ 項目	直接焼却量 (t/年)	焼却以外の中間処理 (t/年)	直接資源化量 (t/年)	合計 (t/年)
平成 25 年度	15,532 (91.7%)	1,167 (6.9%)	243 (1.4%)	16,942
平成 26 年度	15,989 (91.8%)	1,222 (7.0%)	203 (1.2%)	17,414
平成 27 年度	15,962 (91.6%)	1,278 (7.3%)	182 (1.0%)	17,422
平成 28 年度	16,371 (91.8%)	1,320 (7.4%)	148 (0.8%)	17,839
平成 29 年度	16,878 (92.1%)	1,307 (7.1%)	145 (0.8%)	18,330
平成 30 年度	18,184 (93.3%)	1,198 (6.1%)	114 (0.6%)	19,496
令和 1 年度	18,598 (92.9%)	1,253 (6.3%)	162 (0.8%)	20,013
令和 2 年度	18,567 (91.1%)	1,341 (6.6%)	471 (2.3%)	20,379
令和 3 年度	19,111 (90.9%)	1,349 (6.4%)	559 (2.7%)	21,019
令和 4 年度	18,970 (92.1%)	1,190 (5.8%)	440 (2.1%)	20,600

※ 各数値の単位未満は四捨五入しており、合計が合わないことがあります。

※ 令和 4 年度の各数値は速報値であり、訂正される可能性があります。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、糸満市

(4) ごみの最終処分状況

本市のごみの最終処分状況の推移を図 2-7 及び表 2-10 に示します。

令和 4 年度のごみの最終処分量は 812 トン、最終処分率（ごみの総排出量に対する最終処分量の割合）は 3.9%となっており、直接最終処分量及び焼却以外の処理残渣の処分量はゼロとなっています。

なお、平成 29 年度まではごみの最終処分量はゼロであり、これは溶融飛灰等について山元還元による再生利用を行っていたことによるものです。平成 30 年度以降は同年度に供用開始した最終処分場（美らグリーン南城）において埋立処分を行っています。

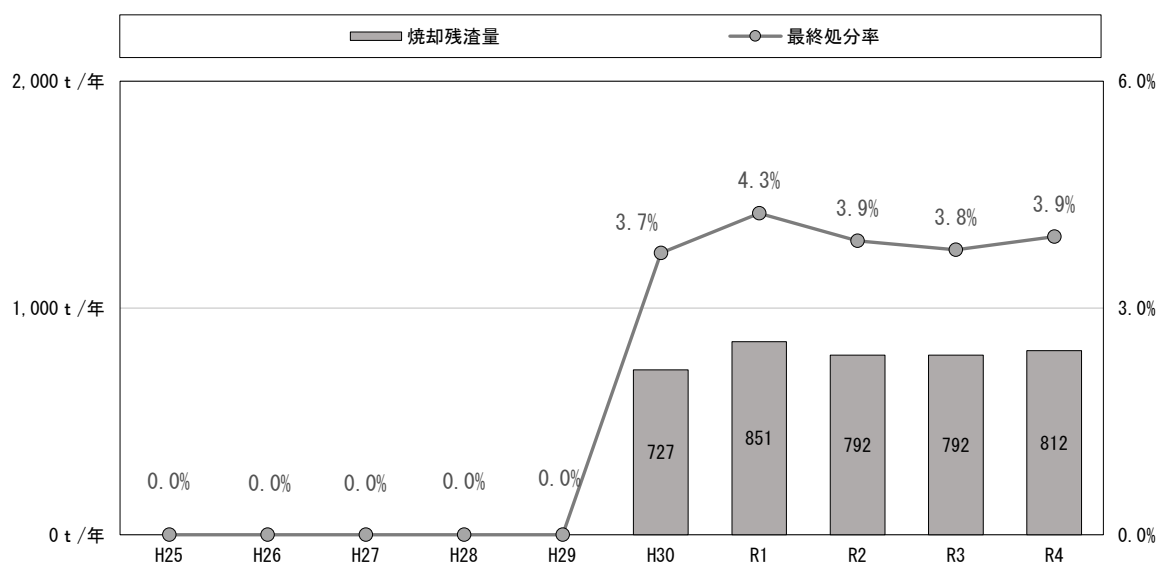


図 2-7 糸満市のごみの最終処分状況の推移

表 2-10 糸満市のごみの最終処分状況の推移

年度	項目	直接最終処分量 (t/年)	焼却残渣量 (t/年)	焼却以外の 処理残渣量 (t/年)	合計 (t/年)	最終処分率 (総排出量に 対する割合)
平成 25 年度		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0.0%
平成 26 年度		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0.0%
平成 27 年度		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0.0%
平成 28 年度		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0.0%
平成 29 年度		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0.0%
平成 30 年度		0 (0.0%)	727 (100.0%)	0 (0.0%)	727	3.7%
令和 1 年度		0 (0.0%)	851 (100.0%)	0 (0.0%)	851	4.3%
令和 2 年度		0 (0.0%)	792 (100.0%)	0 (0.0%)	792	3.9%
令和 3 年度		0 (0.0%)	792 (100.0%)	0 (0.0%)	792	3.8%
令和 4 年度		0 (0.0%)	812 (100.0%)	0 (0.0%)	812	3.9%

※ 各数値の単位未満は四捨五入しており、合計が合わないことがあります。

※ 令和 4 年度の各数値は速報値であり、訂正される可能性があります。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、糸満市

(5) ごみの資源化状況

本市のごみの資源化量の推移を図 2-8 及び表 2-11 に示します。

令和 4 年度における資源化量は溶融スラグが最も多く 1,105 トンとなっており、次いで金属類の 520 トン、紙類の 385 トン等となっています。また、リサイクル率は 13.2%となっています。

なお、溶融飛灰については、平成 30 年 9 月から、再生利用から埋立処分に処理方法を変更したことから、当該年度以降、資源化量及びリサイクル率が大きく減少しています。

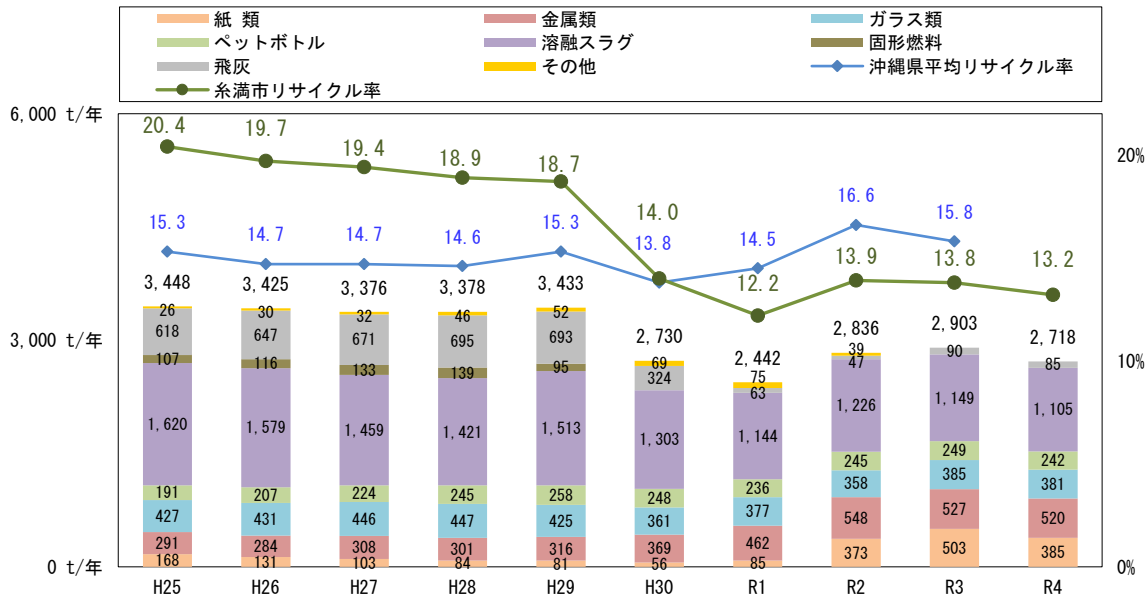


図 2-8 糸満市のごみ資源化量の推移

表 2-11 糸満市のごみ資源化量の推移

年度	紙類 (t/年)	金属類 (t/年)	ガラス類 (t/年)	ペットボトル (t/年)	溶融スラグ (t/年)	固形燃料 (t/年)	飛灰 (t/年)	その他 (t/年)	合計 (t/年)	リサイクル率(%)		
										糸満市	沖縄県	全国
H25	168	291	427	191	1,620	107	618	26	3,448	20.4	15.3	20.6
H26	131	284	431	207	1,579	116	647	30	3,425	19.7	14.7	20.6
H27	103	308	446	224	1,459	133	671	32	3,376	19.4	14.7	20.4
H28	84	301	447	245	1,421	139	695	46	3,378	18.9	14.6	20.3
H29	81	316	425	258	1,513	95	693	52	3,433	18.7	15.3	20.2
H30	56	369	361	248	1,303	0	324	69	2,730	14.0	13.8	19.9
R1	85	462	377	236	1,144	0	63	75	2,442	12.2	14.5	19.6
R2	373	548	358	245	1,226	0	47	39	2,836	13.9	16.6	20.0
R3	503	527	385	249	1,149	0	90	0	2,903	13.8	15.8	19.9
R4	385	520	381	242	1,105	0	85	0	2,718	13.2	—	—

※ 各数値の単位未満は四捨五入しており、合計が合わないことがあります。

※ リサイクル率(%) = 総資源化量(t/年) ÷ [ごみ処理量(t/年) + 集団回収量(t/年)] × 100

※ 令和 4 年度の各数値は速報値であり、訂正される可能性があります。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、糸満市

(6) 可燃ごみの性状

本市のごみ処理を行っている糸豊環境美化センターにおける可燃ごみのごみ質分析結果を図 2-9 及び表 2-12 に示します。

可燃ごみの種類組成では、紙・布類の割合が最も多く、全体の 5 割程度を占めており、次いでビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類の 2～3 割、厨芥類の 1 割程度等となっています。

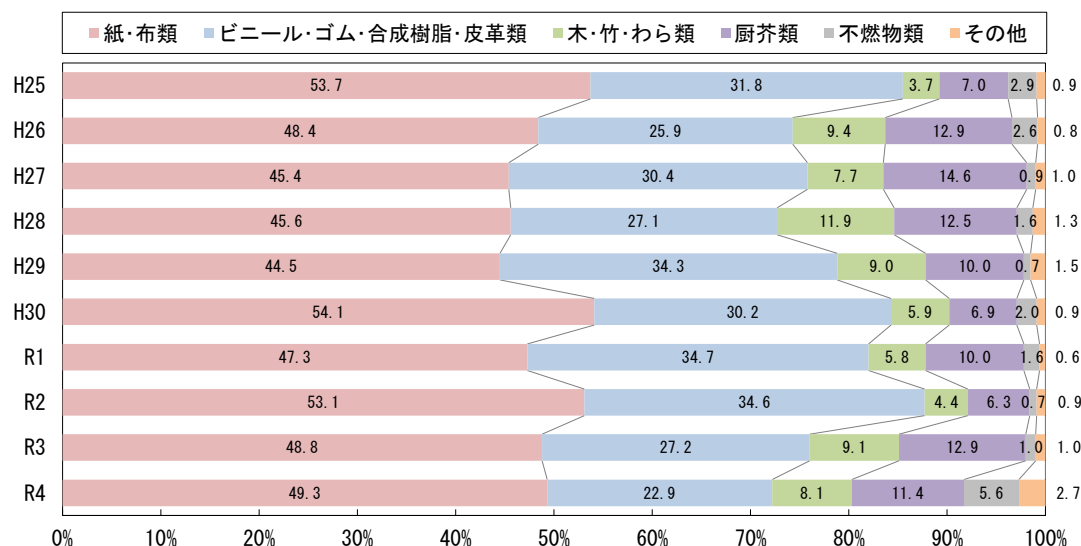


図 2-9 糸豊環境美化センターの可燃ごみの性状の推移

表 2-12 糸豊環境美化センターの可燃ごみの性状の推移

項目		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
種類組成(%)	紙・布類	53.7	48.4	45.4	45.6	44.5	54.1	47.3	53.1	48.8	49.3
	ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類	31.8	25.9	30.4	27.1	34.3	30.2	34.7	34.6	27.2	22.9
	木・竹・わら類	3.7	9.4	7.7	11.9	9.0	5.9	5.8	4.4	9.1	8.1
	厨芥類	7.0	12.9	14.6	12.5	10.0	6.9	10.0	6.3	12.9	11.4
	不燃物類	2.9	2.6	0.9	1.6	0.7	2.0	1.6	0.7	1.0	5.6
	その他	0.9	0.8	1.0	1.3	1.5	0.9	0.6	0.9	1.0	2.7
三成分(%)	水分	38.7	40.8	43.5	36.3	36.1	41.3	40.3	45.9	43.8	43.1
	灰分	4.6	6.0	5.5	7.1	6.6	7.1	6.6	5.0	5.1	6.0
	可燃分	56.7	53.2	51.0	56.6	57.3	51.6	53.1	49.1	51.1	50.9
低位発熱量 計算値 (kJ/kg)		9,720	9,000	8,520	9,745	9,883	8,688	8,998	8,090	8,535	9,683

※ 各数値の単位未満は四捨五入しており、合計が合わないことがあります。

※ 令和 4 年度の各数値は速報値であり、訂正される可能性があります。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、糸満市

(7) ごみ処理経費

本市の令和 4 年度のごみ処理経費と沖縄県平均（令和 3 年度）との比較を図 2-10 及び表 2-13 に示します。

本市のごみ処理経費（組合分担金含む・建設改良費除く）は約 5 億 2,900 万円となっており、ごみ 1 トン当たりに換算すると約 25,700 円、市民 1 人当たりでは約 8,500 円となっています。

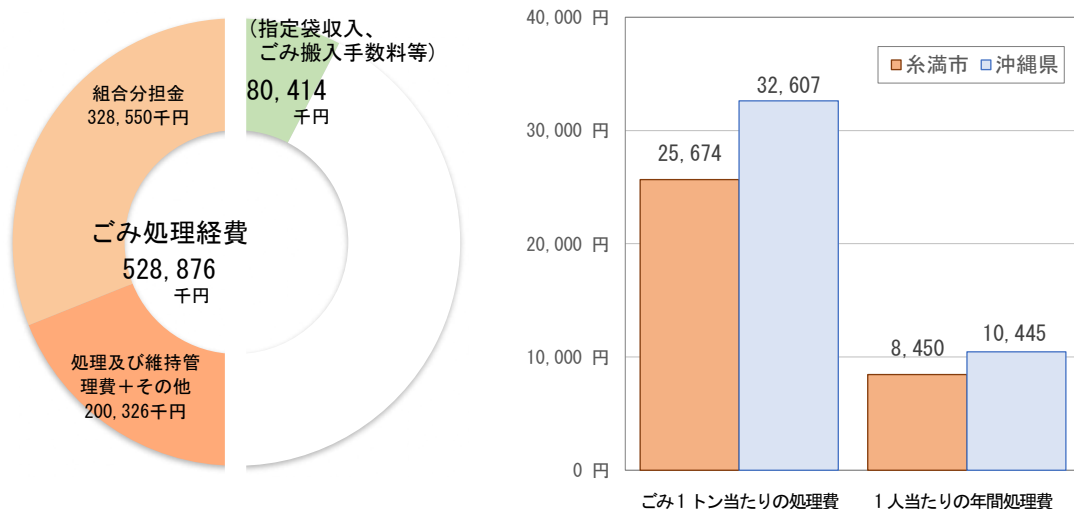


図 2-10 ごみ処理経費の糸満市と沖縄県平均との比較

表 2-13 ごみ処理経費の糸満市と沖縄県平均の比較

項目	糸満市 (令和 4 年度)	沖縄県平均 (令和 3 年度)
ごみ処理経費 (指定袋収入、 ごみ搬入手数料等：歳入)	528,876 千円 (▲80,414 千円)	15,501,760 千円
ごみ 1 トン当たりの処理費 (指定袋料金収入等を 控除した場合)	25,674 円/t (21,770 円/t)	32,607 円/t
1 人当たりの年間処理費 (指定袋料金収入等を 控除した場合)	8,450 円/人 (7,165 円/人)	10,445 円/人
ごみ総処理量	20,600 t	475,410 t
人口	62,590 人	1,484,154 人

※ ごみ処理経費は建設改良費を除いた費用となっています。

※ 令和 4 年度の各数値は速報値であり、訂正される可能性があります。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、糸満市

(8) 全国・沖縄県・沖縄県内市町村の実績値との比較

令和3年度における本市と全国及び沖縄県の実績値の比較を表2-14及び図2-11に示します。

1人1日当たりごみ排出量は、本市が926グラムとなっており、全国平均の890グラム及び沖縄県平均の881グラムを上回っています。

再生利用率（ごみ総排出量に対する資源化量の割合）は本市が13.8%となっており、全国平均の19.9%及び沖縄県平均の15.7%を下回っています。

最終処分率（ごみ総排出量に対する最終処分量の割合）は本市が3.8%となっており、全国平均の8.4%及び沖縄県平均の5.8%を下回っています。

表2-14 全国・沖縄県の実績値との比較

項 目	全国 令和3年度	沖縄県 令和3年度	糸満市 令和3年度
排出量 (1人1日当たりごみ排出量※1)	890 g/人・日	881 g/人・日	926 g/人・日
再生利用率(率※2) (リサイクル率※3)	19.9 % (19.9 %)	15.7 % (15.8 %)	13.8 % (13.8 %)
最終処分量(率※4)	8.4 %	5.8 %	3.8 %

※1 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) = 総排出量 (t/年) ÷ 人口 (人) ÷ 365 または 366 日 × 1,000,000

※2 再生利用率 (%) = 総資源化量 (t/年) ÷ 総排出量 (t/年) × 100

※3 リサイクル率 (%) = 総資源化量 (t/年) ÷ [ごみ処理量 (t/年) + 集団回収量 (t/年)] × 100

※4 最終処分率 (%) = 最終処分量 (t/年) ÷ 総排出量 (t/年) × 100

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、糸満市

また、沖縄県内市町村における1人1日当たりごみ排出量、再生利用率及び最終処分率の比較を図2-11～2-13に示します。

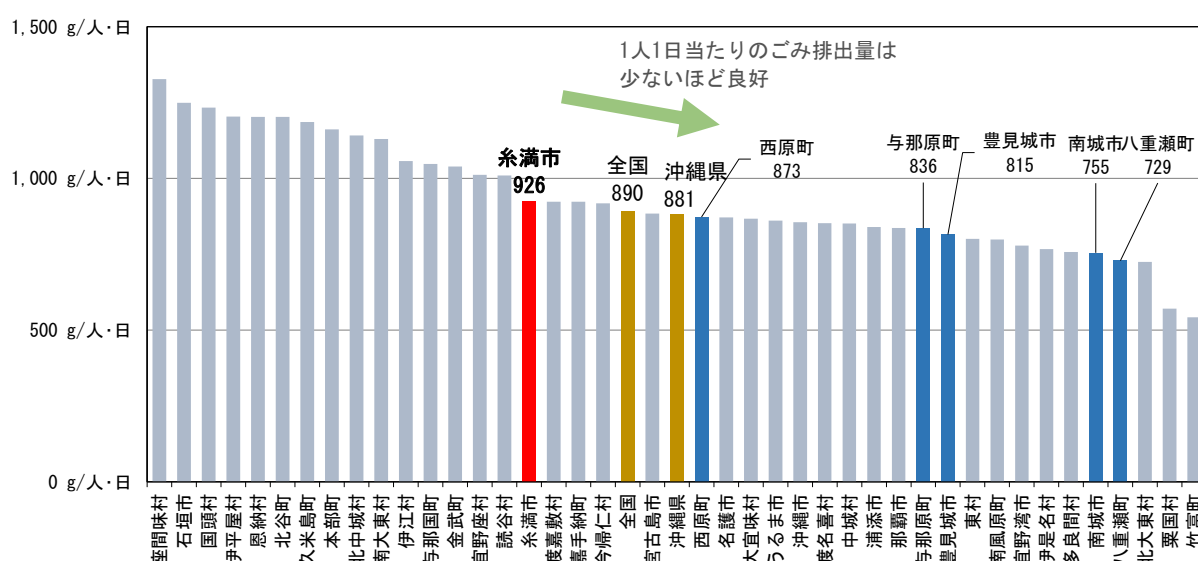


図2-11 1人1日当たりごみ（生活系及び事業系の合計）排出量
(全国・沖縄県及び県内市町村 令和3年度)

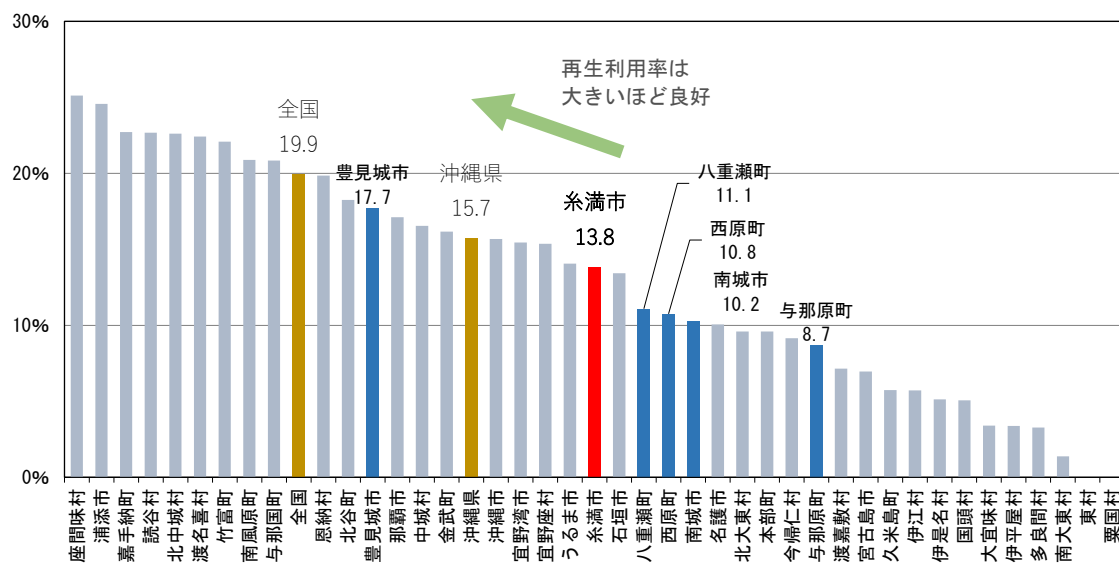


図 2-12 再生利用率（全国・沖縄県及び県内市町村 令和 3 年度）

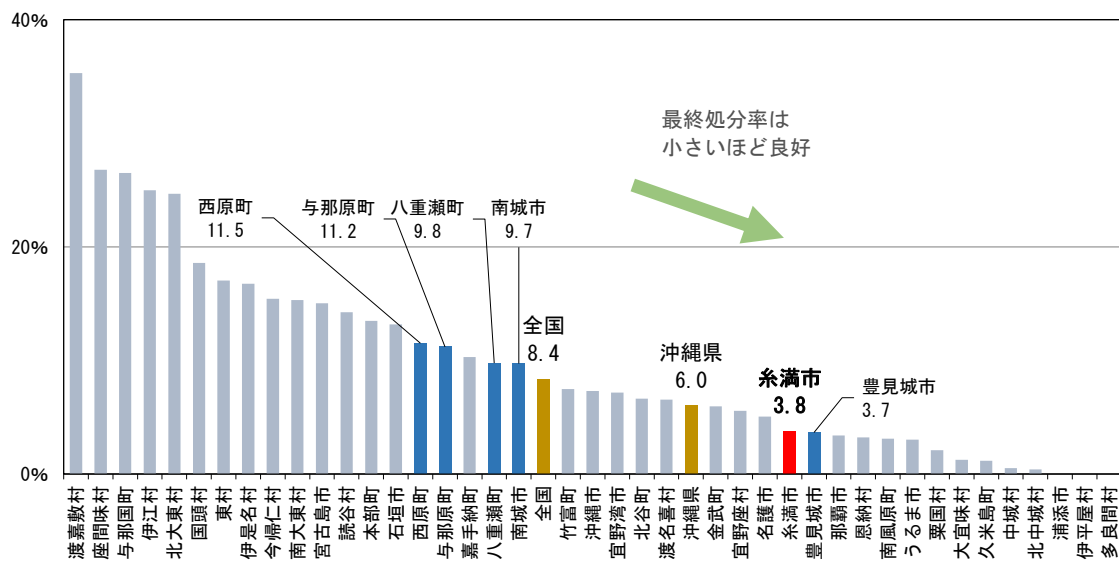


図 2-13 最終処分率（全国・沖縄県及び県内市町村 令和 3 年度）

(9) 国・沖縄県の減量化目標値との比較

国及び沖縄県におけるごみの減量化目標の概要を表 2-15 に示し、その目標値と本市の令和 2 年度の実績値の比較を表 2-16 に示します。

本市の 1 人 1 日当たりごみ排出量は、国及び沖縄県のそれぞれの目標値を上回っており、比較的ごみ排出量が多く、目標を達成していません。

再生利用量（率）についても、国及び沖縄県のそれぞれの目標値を下回っており、比較的再生利用量が少なく、目標を達成していません。

最終処分量（率）については、国及び沖縄県のそれぞれの目標値を下回っており、比較的最终処分量が少なく、目標を達成しています。

表 2-15 国・沖縄県のごみ減量化目標の概要

項目	国	沖縄県
目標年次	令和 2 年度	令和 2 年度
ごみ排出量	平成 24 年度の排出量に 対し年間排出量を約 12%削減する (1 人 1 日当たりごみ排出量換算値 864 g/人・日) ※1	平成 25 年度の排出量に 対し年間排出量を 2.5%削減する (1 人 1 日当たりごみ排出量換算値 798 g/人・日) ※2
再生利用量 (再生利用率※3)	排出量の約 27%に増加させる	排出量の 22%
最終処分量※4	平成 24 年度の最終処分量に対し 年間最終処分量を約 14%削減する (排出量に対する割合として約 10%)	排出量の 5%

※1 国のごみ排出量目標値の 1 人 1 日当たりごみ排出量は 39,806 千トン（H24：45,234 千トンの 12%減）を 126,227 千人（R2.10.1 推計人口）及び 365 日で除して算出しています。

※2 沖縄県のごみ排出量目標値の 1 人 1 日当たりごみ排出量は 425 千トン（H24：436 千トンの 2.5%減）を 1,458,839 人（R2.10.1 推計人口）及び 365 日で除して算出しています。

※3 再生利用率は「ごみ総排出量」に対する資源化量の割合で、前出のリサイクル率は「ごみ処理量」に対する資源化量の割合です。

※4 最終処分量の国の目標値の排出量に対する割合は 3,997 千トン（H24：4,648 千トンの 14%減）を排出量目標値（39,806 千トン）で除して算出しています。

資料：＜ 国 ＞「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号、平成 28 年 1 月改正）

＜沖縄県＞「沖縄県廃棄物処理計画（第四期）」（平成 28 年 3 月）

表 2-16 国・沖縄県のごみ減量化目標との比較

項目	国の目標値 令和 2 年度	沖縄県の目標値 令和 2 年度	糸満市の実績値 令和 2 年度	国の目標値 に対する評価	沖縄県の目標値 に対する評価
ごみ排出量	864 g/人・日	798 g/人・日	897 g/人・日	×	×
再生利用量（率）	27%	22%	13.9%	×	×
最終処分量（率）	排出量の約 10%	排出量の 5%	3.9%	○	○

3. 減量化目標値の達成状況

本市が平成30年度に策定した現行の基本計画で設定した令和4年度のごみ減量化目標値と、同年度の実績値の比較を表2-17に示します。また、令和元年度から令和4年度の実績値の推移を図2-14に示します。

表2-17 現行の一般廃棄物処理基本計画の目標値と実績値の比較

項目	現行の一般廃棄物処理基本計画 減量化目標値（令和4年度）	糸満市実績値（令和4年度）
排出量	1人1日当たりごみ排出量 758g/人・日	1人1日当たりのごみ排出量 902g/人・日
再生利用率	22%	13.2%
最終処分量	604t/年 （排出量に対して約3.5%）	812t/年 （排出量に対して約3.9%）

※1 令和4年度の実績値は速報値であり、訂正される可能性があります。

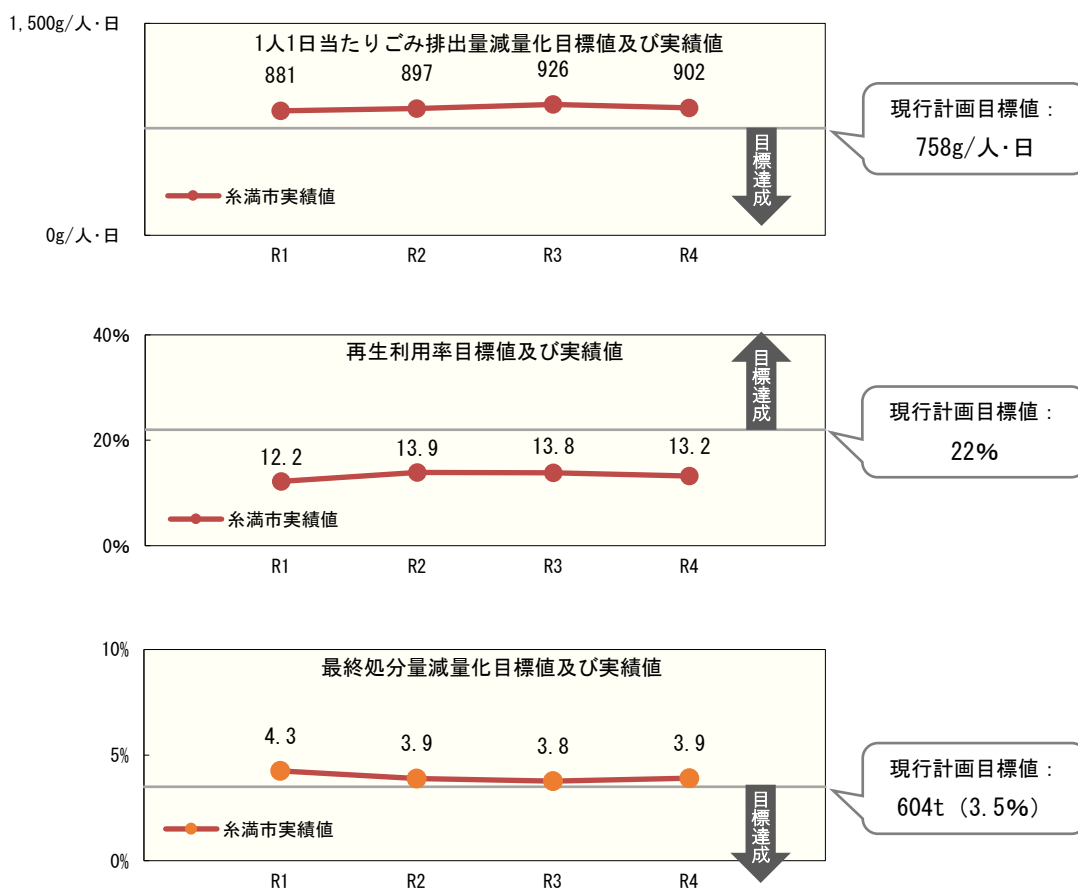
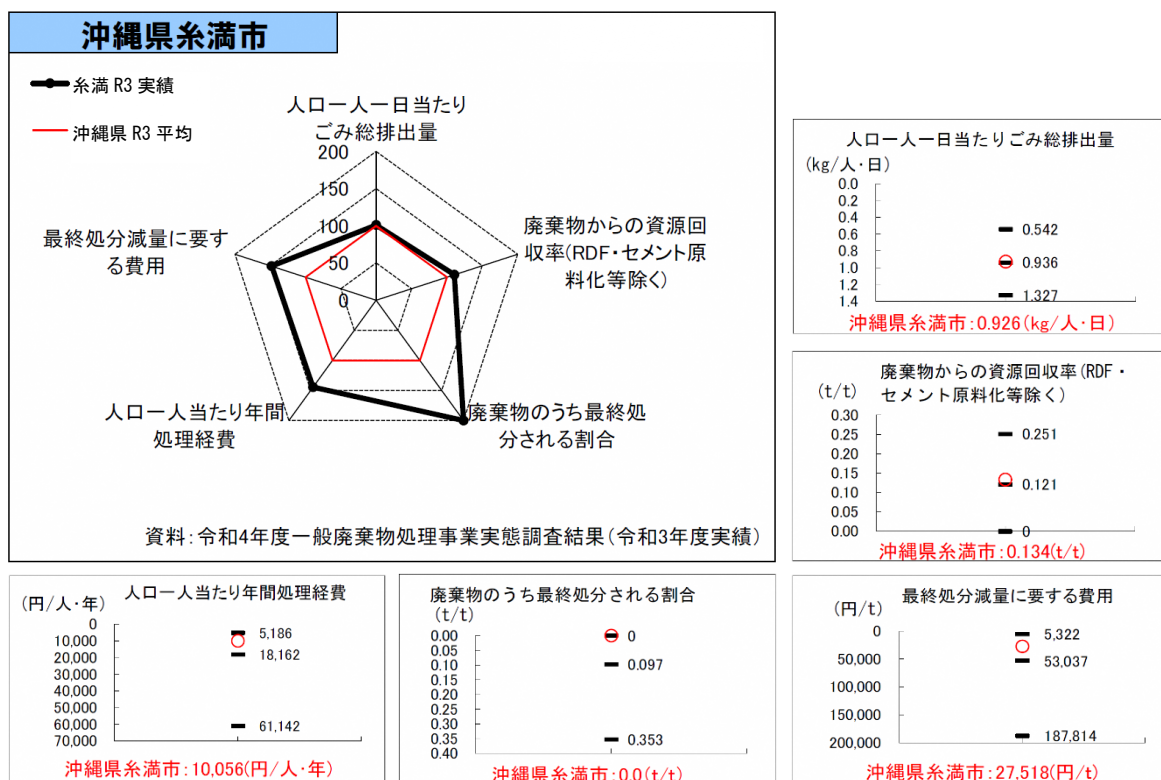


図2-14 現行の一般廃棄物処理基本計画の目標値と実績値の比較

本市におけるごみ処理の指標のレーダーチャートを図 2-15 に示します。すべての指標について、沖縄県内 41 市町村の平均値を上回っています。



※ レーダーチャートは、沖縄県内 41 市町村の指標値の平均を 100 とし、糸満市の指数値を平均値との比率に応じて数値化したもの（指数）を図示したものとなっています。
赤色の実線の外側に位置する指数は、沖縄県内 41 市町村平均より優れている（良好である）ことを示しています。

図 2-15 糸満市の標準的な指標のレーダーチャート（令和 3 年度）

表 2-18 糸満市及び沖縄県内市町村の標準的な指標（令和 3 年度）

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
糸満市実績	0.926	0.134	0	10,056	27,518
沖縄県内平均※1	0.936	0.121	0.097	18,162	53,037
沖縄県内最大	1.327	0.251	0.353	61,142	187,814
沖縄県内最小	0.542	0	0	5,186	5,322
標準偏差	0.186	0.067	0.087	11,780	38,558
糸満市指数値	101.1	110.7	200.0	144.6	148.1

※ 沖縄県内平均は、県内 41 市町村の指標値の算術平均となっており、沖縄県全体の平均とは異なります。

※ 糸満市指数値は沖縄県内平均に対する比率であり、単位はありません。

4. 現行の基本計画における施策の実施状況及び評価

本市が平成 30 年度に策定した現行の基本計画において、ごみの排出抑制方策を定めており、これらの方策に対する市の実施状況を以下に示します。

(1) ごみの発生・排出抑制に関する方策の実施状況及び評価

ごみの発生及び排出の抑制に関する各種方策の実施状況を表 2-19 に示します。

表 2-19 糸満市におけるごみの発生・排出抑制に関する方策の実施状況

現行の基本計画における行政の方策	市のこれまでの実施状況
【ごみ全般に係る方策】 - 指定ごみ袋の適正料金の検討・使用の指導 - 排出抑制に向けた地域・各関係機関との連携 1 世帯当たりのごみ袋の排出個数の見直しの検討	- 指定ごみ袋での排出が守られていないごみには指導シールを貼り適正排出を促す取組を実施 - 図書館で役目を終えた本・雑誌等の譲渡情報の提供、貸出図書を持ち帰り用袋の持参について、ホームページでの広報活動を実施 1 世帯当たりのごみ袋排出個数を 5 個から 3 個に見直し
【食品系・有機系廃棄物（資源化物）に係る方策】 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制促進	- 令和 3 年度より県事業において生ごみにおける組成調査の実施（年 2 回） - フードドライブへの取組について、市、日本郵便、市社会福祉協議会の 3 者で協定締結
【その他の資源化物に係る方策】 再利用品の交換情報誌やごみ減量アイデア集の発行	- フリーマーケット開催をホームページや広報いとまん等で紹介 - 公共施設での事務のペーパーレスへの取組
【事業系ごみに係る方策】 多量排出事業者に対し、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画の作成指導	一部多量排出事業者へのヒアリングを実施したところであるが、実態が十分に把握できていないことから、指導を実施するに至っていない
【過剰包装に係る方策】 - マイバッグ運動の推進 - レジ袋の撤廃や過剰包装の抑制推進	マイバッグ・マイカゴの利用・過剰包装抑制について、ホームページや広報いとまんへの掲載、ポスター掲示等による広報活動を実施

本市ではごみの発生抑制、排出抑制を図るため、分別排出の指導、公共施設におけるごみの排出抑制への取組、ごみ袋の排出個数の引き下げ等に取り組んできました。また、食品系廃棄物等については、食品ロスに関する調査（沖縄県事業）への協力、フードドライブに関する協定の締結等を行ってきました。

しかしながら、本市のごみ量は計画期間の平成 30 年度以降、増加し続け、令和 4 年度には減少を示したものの減量化目標は達成できていません。

ごみ排出量の増加は、平成 29 年度における廃棄物の固形燃料化（RPF 化）事業からの撤退、令和 2 年度以降の新型コロナウイルス感染症の流行に伴うライフスタイルの変更による影響、本市の発生抑制や排出抑制に関する取組が十分に浸透していないことなどが原因と考えられます。

(2) ごみの再使用・再生利用に関する方策の実施状況及び評価

ごみの再使用及び再生利用に関する各種方策の実施状況を表 2-20 に示します。

表 2-20 糸満市における再使用・再生利用に関する方策の実施状況

現行の基本計画に記載している行政の方策	市のこれまでの実施状況
【ごみ全般に係る方策】 ・5 種分別収集の継続実施・徹底	・ごみの分け方・出し方ハンドブックの配布 ・ごみ分別・出し方等支援アプリ「さんあーる」の導入 ・分別不適ごみへの指導シールの貼付（分別徹底の指導）
【有機系廃棄物（資源化物）に係る方策】 ・生ごみの処理機等の助成制度の継続及び普及促進 ・食品リサイクル法対象事業者への法令遵守の指導 ・食品リサイクル法適用外の食品廃棄物排出事業者に対する堆肥化等情報の提供 ・学校における生ごみや草木類の堆肥化の検討 ・公共施設及び自治会清掃等から発生する木枝等のリサイクルの推進	・生ごみ処理機・処理容器購入に対し補助金交付の実施（購入価格の 1/2、1 基当たり上限額：処理機 2 万円、処理容器 3 千円） ・給食センターからの生ごみの資源化（資源化業者への引き渡し） ・市内の小中学校、自治会、公共施設、街路樹等の除草、剪定等で発生する草木の資源化（資源化業者への引き渡し） ・廃食用油の資源化（バイオディーゼル燃料）（資源化業者への引き渡し） ・ダンボールコンポスト講習会の実施
【その他の資源化物に係る方策】 ・リユース（再使用）びん・容器・衣類等の循環システムの構築及び利用促進 ・リユース（再使用）を促進する施設（リサイクルプラザ等）の整備検討 ・資源回収業者の育成 ・小型家電等回収体制の構築 ・新たな資源化品目の分別収集等の検討	・循環システムの構築、リサイクルプラザ等の整備等については、現在検討中の南部広域行政組合の一元化施設の整備内容と関係することから、その検討について留保している状況にある ・資源回収業者の育成、小型家電等回収、新たな資源化品目検討については、循環システムの構築及びリサイクルプラザ等の整備とも関連することから、前項と同様、その検討について留保している状況にある ・市役所内の機密文書の資源化（製紙業者への引き渡し） ・古着、学生服のリユース活動への協力

本市ではごみの再使用、再生利用を推進するため、分別排出の周知・指導、生ごみ処理機・処理容器の購入補助金の交付、給食センターからの調理残渣等の資源化業者への引き渡し、ダンボールコンポスト講習会の実施等に取り組んできました。

しかしながら、本市のごみの資源化量は 2,400～2,900 トン程度となっており、ごみ排出量に占める割合は 14～16%に止まっています。

ごみの資源化量（率）が低水準で推移しているのは、平成 30 年度に最終処分場（美らグリーン南城）が整備され、これまで資源化していた熔融飛灰について、埋立処分を開始したことが大きな要因です。また、市内で回収され資源化された草木類について、その実態把握が十分ではないことから資源化量へ計上していないこと、本市の再使用、再生利用の推進に関する取組が市民や事業者十分に浸透していないことなども原因と考えられます。

(3) 普及啓発及びその他の方策の実施状況及び評価

ごみの排出抑制に関する普及啓発、その他の排出抑制に関する各種方策の実施状況を表 2-21 に示します。

表 2-21 糸満市における普及啓発及びその他の方策の実施状況

現行の基本計画に記載している行政の方策	市のこれまでの実施状況
【普及啓発に関する方策】 ・意識啓発のための広報活動（ホームページ・広報紙等への掲載）、美化運動の推進・支援 ・学校や地域での環境教育の推進 ・ごみ減量等に関するイベントや講演・講習会の開催 ・事業者に対するごみ処理に関するアンケート等の実施（許可業者との契約状況の把握等）やごみ減量指導及びチラシ配布	・ごみの分別排出や排出抑制等について、ホームページや広報いとまん等による広報活動の実施 ・環境の日（毎年6月5日）、環境月間（6月の1月間）に関係ポスターを庁舎等に掲示（毎年） ・5月30日（ごみゼロの日）からの1週間、ごみ減量化推進週間の期間中にボランティア清掃活動の実施を呼びかけ ・「沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金」を活用し、R4年度より米須海岸を清掃活動する団体を募集しビーチクリーンを実施 ・小中高校においてごみの分別等に関する出前講座の実施 ・企業に対するごみの分別排出に関する出前講座実施（R5年度に2回実施） ・ダンボールコンポスト講習会の実施（再掲） ・糸豊環境美化センターの見学会（小学生、一般市民等）の実施 ・SDGs 講演会への協力、広報活動実施
【その他の方策】 ・市役所等の公共施設における再生品の使用促進 ・U字型ごみ袋の導入に向けた検討 ・在宅医療廃棄物の適正排出指導及び関係機関との協議・検討	・庁舎におけるコピー用紙は再生紙を使用 ・U字型ごみ袋の導入（R2年度） ・在宅医療廃棄物の鋭利な注射針等については収集作業員等の怪我や感染の危険性を伴うことから、薬局や医療機関等への返却を行うこととしている

本市ではごみの排出抑制や資源化に関する普及啓発等を図るため、各種広報活動、ボランティア清掃活動の実施、各種講演会の開催等に取り組んできました。

しかしながら、前項までに示したように、ごみの排出量は増加傾向を示し、また、資源化量（率）は沖縄県の平均値を下回る水準で推移しています。

ごみの排出量の増加は、生ごみの水切り不足や使い捨て製品・レジ袋の使用、食品ロスの発生等に対し、市民・事業者の取組が十分でないことが考えられ、市の普及啓発活動が浸透していないと考えられます。また、ごみの資源化量（率）が低水準で推移しているのは、資源化できる紙類や堆肥化できる生ごみ・草木類がもやせるごみとして排出されていることも原因と考えられます。

5. ごみ処理の課題

(1) 排出抑制に関する課題

本市の1人1日当たりごみ排出量（生活系ごみ及び事業系ごみの合計）は、令和2年度以降、沖縄県平均値を上回っており、ごみ量が緩やかに増加しています。これまで実施してきた、意識啓発活動や環境教育等をさらに推進し、ごみの排出抑制に取り組んでいくことが必要です。

排出抑制に関する課題

- ①環境教育等の意識啓発活動をさらに推進する必要がある。
- ②マイバッグの普及を推進する必要がある。
- ③過剰包装による包装廃棄物の発生を抑制する必要がある。
- ④使い捨てプラスチック製品の購入や使用抑制を促進する必要がある。
- ⑤食品ロスに対する意識啓発をさらに推進する必要がある。
- ⑥事業系一般廃棄物排出事業者等の排出量を把握する必要がある。
- ⑦多量排出事業者へのごみの排出抑制への協力をさらに促進する必要がある。
- ⑧不要品等の流通網の活性化を図る必要がある。
- ⑨収集回数の見直しによる排出抑制について検討する必要がある。

(2) 収集・運搬に関する課題

収集・運搬については、委託業者による収集前に資源ごみの抜き取りが行われていたり、資源ごみへの異物の混入、紙類が雨の日に排出されていたり、排出時のルールが十分に浸透していない状況がみられます。

また、高齢や障がい等のため、ごみの排出が困難な市民に対し、ごみ排出支援策を検討していく必要があります。

収集・運搬に関する課題

- ①分別排出の徹底を推進する必要がある。
- ②排出日・排出時間の厳守徹底を、さらに推進する必要がある。
- ③高齢者や障がい者等のごみ排出が困難な市民へのごみ排出支援を検討する必要がある。
- ④家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）・パソコンリサイクル法（資源有効利用促進法）等の周知徹底をさらに図る必要がある。
- ⑤市が指定するごみ袋の使用を徹底し、指定袋料金について適宜検討する必要がある。
- ⑥収集・運搬体制を効率化（人件費・燃料費・温室効果ガス排出量等の低減）する必要がある。
- ⑦在宅医療廃棄物の適正な排出方法について周知を図っていく必要がある。
- ⑧資源ごみ（アルミ缶等）の抜き取り防止を強化する必要がある。

(3) 資源化に関する課題

本市では、南部広域行政組合による最終処分場の整備に伴い、溶融飛灰を資源化から埋立処分へ、処理方法の見直しを行っています。そのようなこともあり、リサイクル率が19～20%程度から13～14%程度となっており、令和元年度以降は沖縄県平均のリサイクル率を下回っています。

国や沖縄県が、循環型社会の形成を図るため、ごみの資源化に対する取り組みに注力していることから、本市においても、引き続き資源化への取り組みを強化していく必要があります。

資源化に関する課題

- ①資源ごみの分別排出の徹底をさらに推進する必要がある。
- ②生ごみの資源化をさらに推進する必要がある。
- ③剪定枝等の草木類の堆肥化をさらに推進する必要がある。
- ④廃食用油のリサイクルをさらに推進する必要がある。
- ⑤有価物の自主回収（店頭回収等）をさらに促進する必要がある。
- ⑥再使用（リユース）やごみに関する情報発信拠点を整備する必要がある。

(4) 中間処理に関する課題

本市のごみの中間処理は、南部広域行政組合の糸豊環境美化センターにおいて、もやせるごみの焼却処理、もやせないごみ及び粗大ごみの圧縮処理、磁力選別等が行われています。

糸豊環境美化センターは、これまで機能回復基幹改良事業を実施し、施設の機能回復を図ってきましたが、現状において老朽化が進行している状況にあり、今後も修繕整備や基幹改良事業等を行いつつ、施設の安定稼働に努める必要があります。

また、直接施設へ持ち込まれるごみについては、もやせるごみの中に資源ごみ等が混在している事例もみられ、分別指導の強化を図る必要があります。

中間処理に関する課題

- ①ごみ処理施設への負荷低減（処理ごみ量の減量等）をさらに推進する必要がある。
- ②焼却施設からの温室効果ガス排出抑制（処理ごみ量の減量等）を、さらに推進する必要がある。
- ③ごみ処理コストを、さらに低減（燃料、電気使用量低減の取り組み等）する必要がある。
- ④中間処理施設への処理不適物（資源ごみ及び処理困難ごみ等）の混入を防ぐよう分別指導の強化を図る必要がある。
- ⑤現有施設の老朽化が進行していることから、現有施設の適正な維持管理に努めつつ、新しいごみ処理施設（エネルギー回収施設、リサイクル施設）の整備について、関係市町とともに推進していく必要がある。

(5) 最終処分に関する課題

本市のごみの最終処分は、溶融施設から排出される溶融飛灰について、固化処理を行った上で、南部広域行政組合の美らグリーン南城において行っています。ごみの排出抑制や分別の徹底により焼却処理量を削減し、最終処分量の低減及び浸出水処理施設の付加低減に努めていく必要があります。

最終処分に関する課題

- ①ごみの排出抑制及び資源化による最終処分量の軽減を推進する必要がある。

(6) 不法投棄に関する課題

本市では、雑木林や崖地などの人目に付きにくい場所への粗大ごみや廃家電等の不法投棄の他、ビーチでの飲食後放置されたごみ、墓地清掃後に放置されたごみなど、様々な不法投棄がみられます。

不法投棄物は、自然景観を損ねるばかりでなく、環境汚染の原因となることから、不法投棄対策の継続と併せて、効果的な不法投棄対策の検討を行っていく必要があります。

不法投棄に関する課題

- ①不法投棄頻出箇所のパトロールを、さらに強化する必要がある。
- ②不法投棄頻出箇所への看板等の設置を、さらに推進する必要がある。
- ③不法投棄がしにくい環境の整備を推進する必要がある。
- ④不法投棄頻出箇所へ、監視カメラの設置をさらに推進する必要がある。

(7) 災害時の廃棄物処理に関する課題

本市では、令和2年に「糸満市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害発生時の廃棄物処理に取り組んでいくものとしています。

災害発生時には、例えば仮置場が適切に設置されないと、特定の仮置場に廃棄物が集中し渋滞が発生したり、すぐに満杯になり、道路上や公園などの仮置場ではない場所に勝手に廃棄物が放置されたりする事例もみられます。

災害廃棄物を適切に処理するために、災害廃棄物処理計画に基づき、平時における体制の確保や整備等が必要となります。

災害時の廃棄物処理に関する課題

- ①災害廃棄物処理計画に基づき、収集・運搬体制、各種関係機関と連携体制を確立し、迅速な災害廃棄物処理ができるよう準備しておく必要がある。
- ②災害廃棄物の一時仮置き場を確保する必要がある。

6. ごみ処理行政の動向

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日 閣議決定）

国は、循環型社会形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「循環型社会形成推進基本計画」を定めており、平成 30 年 6 月 19 日に第四次計画が閣議決定されました。

同計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、

- ①地域循環共生圏形成による地域活性化
- ②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③適正処理の更なる推進と環境再生

などを掲げ、その実現に向けて概ね 2025（令和 7）年までに国が講ずべき施策を示しています。

(2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和 5 年 6 月 30 日、環境省告示第 49 号）

国は、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、廃棄物の減量化の基本的な方向や目標等を定めることが必要であること等を踏まえ、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）を定めています。令和 5 年 6 月には変更が行われており、令和 7 年度の一般廃棄物の排出量や再生利用率等の目標を定めています。

表 2-22 に当該基本方針に示される一般廃棄物の減量化目標量を示します。

表 2-22 国の基本方針の廃棄物の減量化の目標量（一般廃棄物）

項目	令和 7 年度目標値
排出量	約 16%削減（平成 24 年度比）
出口側の循環利用率	約 28%に増加させる（令和 9 年度）
最終処分量	約 31%削減（平成 24 年度比）
その他	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 440 グラムとする

(3) 沖縄県廃棄物処理計画（第五期）（令和 4 年 3 月）

沖縄県は、廃棄物処理法第 5 条の規定に基づく第五期の「廃棄物処理計画」を令和 4 年 3 月に策定しています。

当該計画は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を計画期間とし、前項の国の基本方針と同様に一般廃棄物の減量化目標値を定めています。

表 2-23 に当該計画に示される一般廃棄物の減量化目標値を示します。

表 2-23 沖縄県廃棄物処理計画（第五期）の廃棄物の減量化目標値（一般廃棄物）

項目	令和 7 年度目標値
排出量	428 千トン（786 g/人・日）
1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量※	489 g/人・日
再生利用量（率）	94 千トン（排出量の 22.0%）
最終処分量（率）	21 千トン（排出量の 4.9%）

※1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量＝（「生活系ごみ」－「集団回収量」－「計画収集量のうちの資源ごみ」－「直接搬入量のうちの資源ごみ」）÷総人口（外国人を含む）÷365 日×1,000,000

(4) 持続可能な開発目標（平成 27 年 9 月採択、国連持続可能な開発サミット）

SDGs とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015（平成 27）年 9 月の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。

SDGs は 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

本市においても、SDGs の達成に率先して取り組み、経済・社会・環境が調和した持続可能な社会を構築していくことが必要となります。



図 2-16 SDGs の 17 の目標

7. ごみ量の予測

(1) 将来人口について

糸満市では、「糸満市人口ビジョン（令和2年時点修正）編」（以下、「人口ビジョン」という。）において人口の将来展望を示しています。

人口ビジョンでは表 2-24 及び図 2-17 に示すように、令和 12（2030）年に総合計画における目標人口を達成し、令和 42（2060）年に現在と同程度の人口を維持することを目指すものとしています。

表 2-24 糸満市の将来人口の展望（人口ビジョンより）

年度	令和 2 年 (2020 年) 実績値	令和 12 年 (2030 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 32 年 (2050 年)	令和 42 年 (2060 年)
将来人口の展望	<u>62,270</u> 人	64,070 人	64,733 人	63,848 人	62,650 人

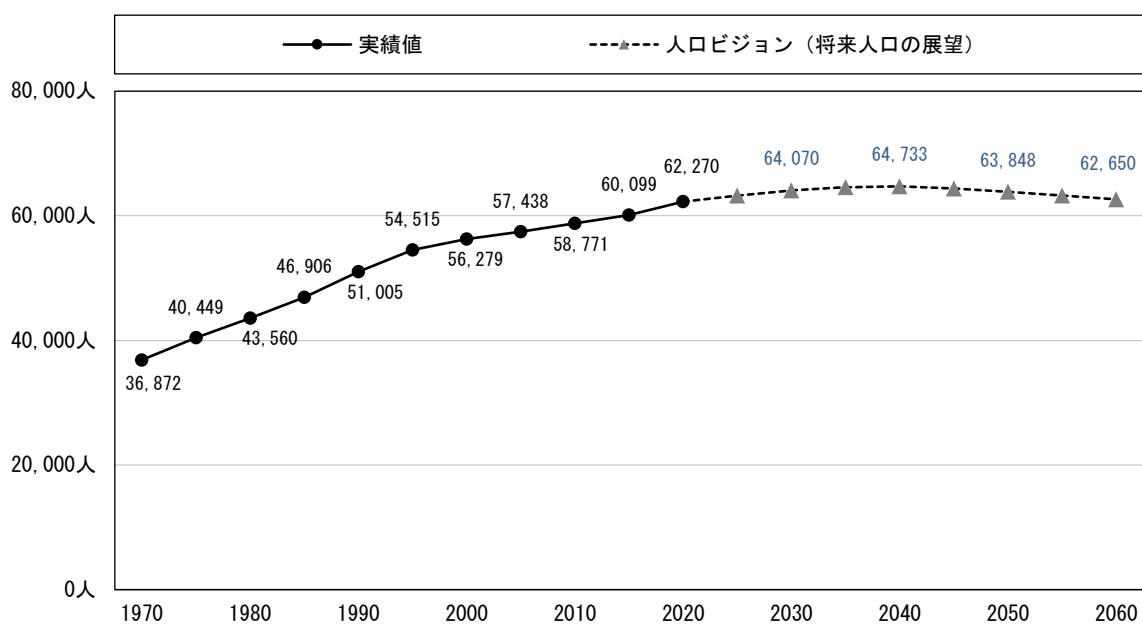


図 2-17 人口実績と人口ビジョンの将来人口の展望

ごみ量の予測における将来人口としては、令和 4 年度の実態調査の総人口から、令和 7 (2025) 年の将来展望の 63,241 人まで一定で増加するものとし、その後は人口ビジョンの将来人口の展望と同様の推移をするものとして設定します。

将来人口の設定値を表 2-25 及び図 2-18 に示します。

表 2-25 将来人口の設定値

年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)
総人口 (人)	62,807	63,024	<u>63,241</u>	63,407	63,573	63,738	63,904	<u>64,070</u>	64,171	64,272	64,372	64,473	<u>64,574</u>
備考			人口ビジ ョンより					人口ビジ ョンより					人口ビジ ョンより

※令和 5～6 年度は令和 4 年度住民登録人口実績から人口ビジョンの令和 7 年の将来人口の展望まで一定に増加するものとして設定しました。また、令和 8 年～11 年、令和 13 年～16 年については、人口ビジョンの将来人口の展望の令和 7 年、令和 12 年、令和 17 年の値の間の推移が一定であるものと仮定して設定しています。

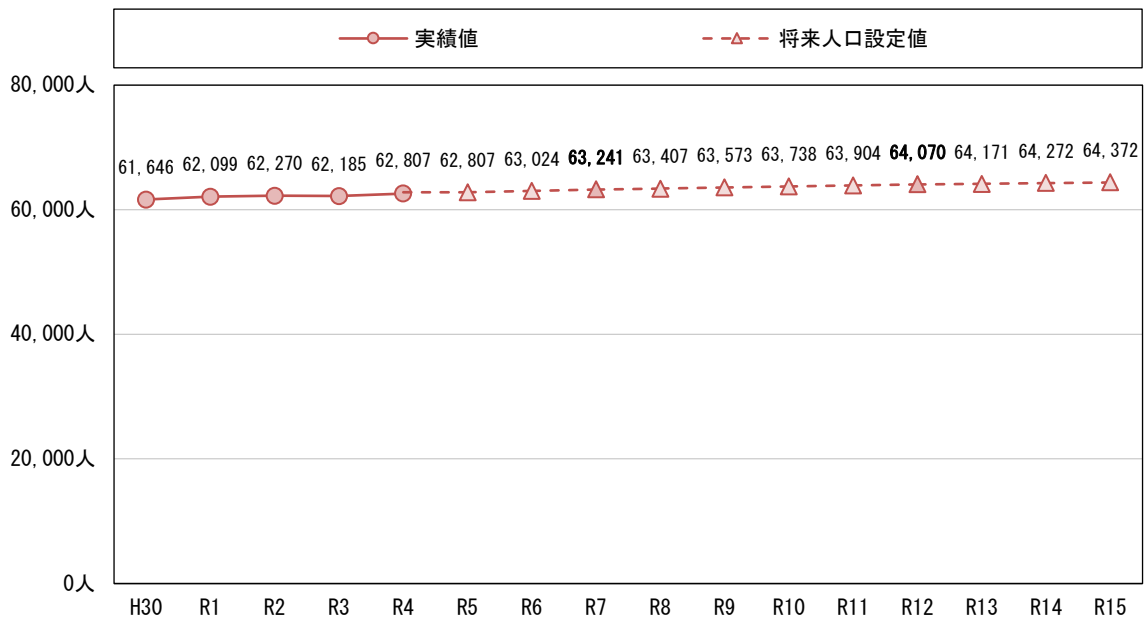


図 2-18 糸満市の人口実績と将来人口の設定値

(2) 生活系ごみ量の予測

糸満市の生活系ごみにおける 1 人 1 日当たり排出量（排出原単位）の実績を表 2-26 に示します。また、当該実績に基づくトレンド予測の結果を表 2-27 に示します。

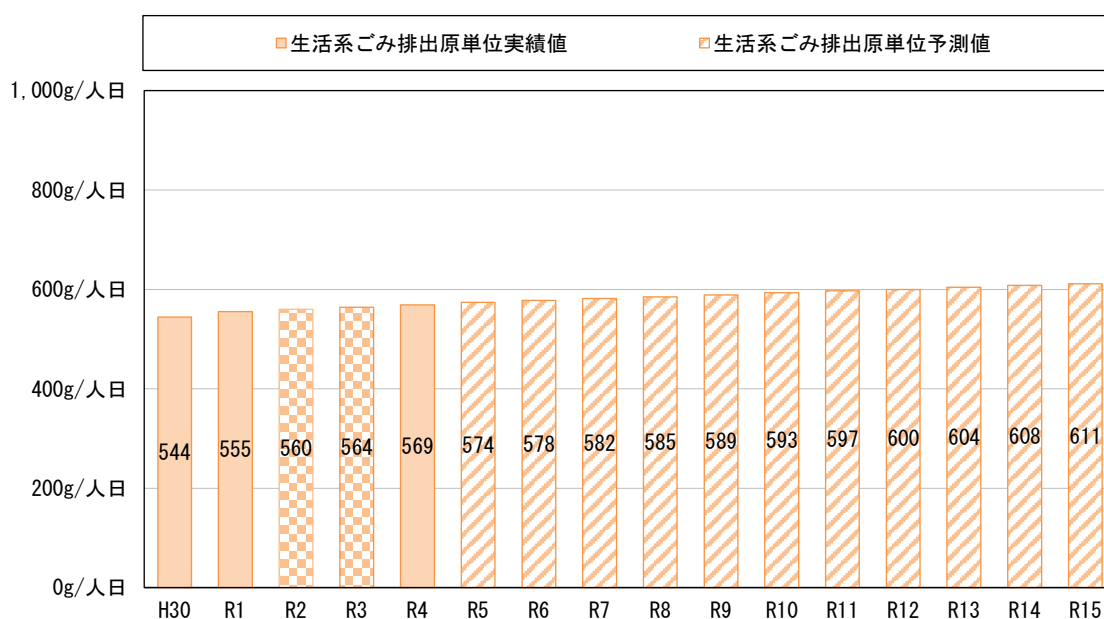
予測結果からは緩やかな増加が見込まれます。なお、予測にあたっては新型コロナウイルス感染症流行の影響により、ごみ量が大きく変動している令和 2、3 年度の実績値は推計対象から除外し、補正値を使用して予測しています。

表 2-26 糸満市の生活系ごみの排出原単位実績

年度	H30 (2018)	R 元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
生活系ごみ 排出原単位	544 g/人・日	555 g/人・日	595 g/人・日 (補正値：560)	613 g/人・日 (補正値：564)	569 g/人・日
年間排出量	12,239 t/年	12,611 t/年	13,517 t/年 (補正値：12,728)	13,909 t/年 (補正値：12,801)	13,003 t/年
備考			補正値により推計	補正値により推計	

表 2-27 糸満市の生活系ごみ排出原単位のトレンド予測結果

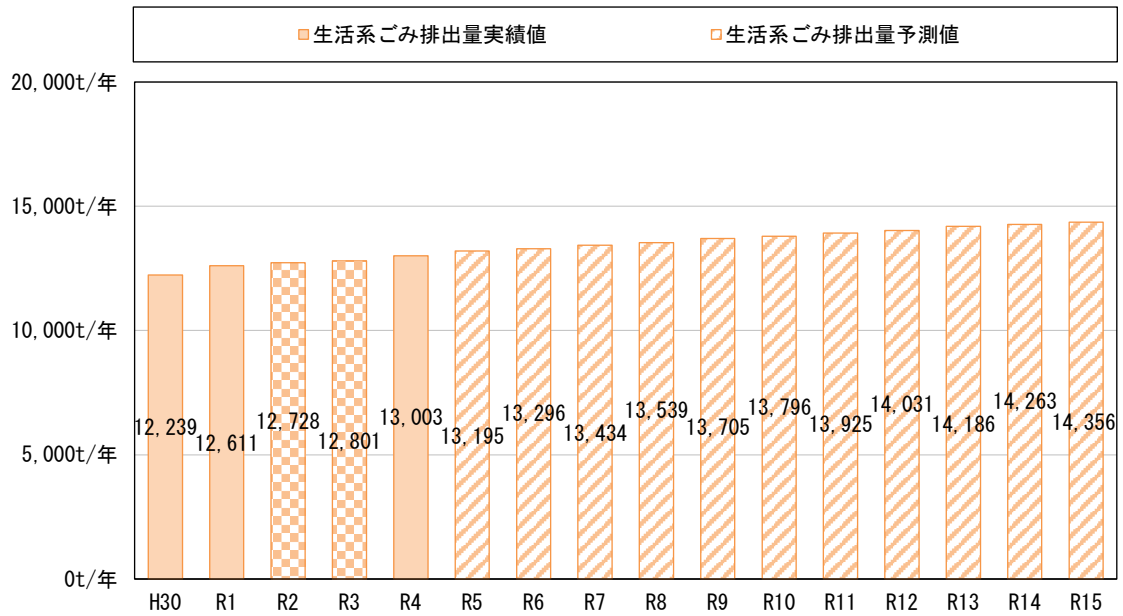
年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
生活系ごみ 排出原単位 (g/人・日)	574	578	582	585	589	593	597	600	604	608	611
年間排出量 (t/年)	13,195	13,296	13,434	13,539	13,705	13,796	13,925	14,031	14,186	14,263	14,356



※令和 2、3 年度の排出原単位は補正値です。

図 2-19 生活系ごみ排出原単位実績と将来の排出原単位予測結果

前項の将来人口と生活系ごみの排出原単位の予測結果より、生活系ごみの年間排出量を算出した結果を図 2-20 に示します。



※令和 2、3 年度の年間排出量は補正值です。

図 2-20 生活系ごみ排出量実績と将来の排出量予測結果

(3) 事業系ごみ量（年間排出量）の予測

糸満市の事業系ごみ量の実績を表 2-28 に示します。また、当該実績に基づくトレンド予測の結果を表 2-29 に示します。

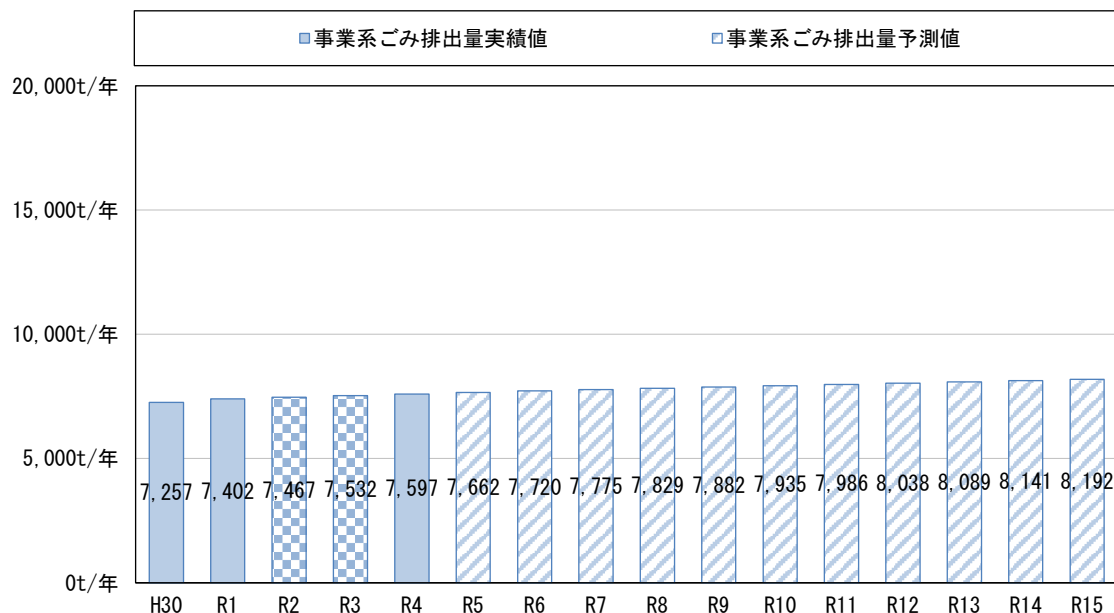
予測結果からは緩やかな増加が見込まれます。なお、予測にあたっては新型コロナウイルス感染症流行の影響により、ごみ量が大きく変動している令和 2、3 年度の実績値は推計対象から除外し、補正值を使用して予測しています。

表 2-28 糸満市の事業系ごみの排出量実績

年度	H30 (2018)	R 元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
事業系ごみ 年間排出量	7,257 トン/年	7,402 トン/年	6,861 トン/年 (補正值：7,467)	7,111 トン/年 (補正值：7,532)	7,597 トン/年
備考			補正值により推計	補正值により推計	

表 2-29 糸満市の事業系ごみ排出量のトレンド予測結果

年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
事業系ごみ 年間排出量 (トン/年)	7,662	7,720	7,775	7,829	7,882	7,935	7,986	8,038	8,089	8,141	8,192



※令和 2、3 年度のごみ排出量は補正值です。

図 2-21 事業系ごみ排出量実績と将来の排出量予測結果

(4) 糸満市におけるごみ排出量の予測結果

糸満市におけるごみ排出量の予測結果を表 2-30 及び図 2-22 に示します。

生活系ごみ及び事業系ごみともに微増傾向にあり、この傾向がしばらく続くものと想定した場合の予測結果となります。

ごみ量がこのまま増加した場合には、目標年度の令和 15 年度のごみ排出量予測値は 22,548 トンとなり、令和 4 年度実績値の約 1 割増が見込まれます。

表 2-30 糸満市におけるごみ排出量予測結果

年度	総人口 (人)	生活系ごみ量 (トン/年)	事業系ごみ量 (トン/年)	総ごみ排出量 (トン/年)
平成 25 年度	59,681	10,830	6,112	16,942
平成 26 年度	59,988	11,023	6,391	17,414
平成 27 年度	60,099	10,997	6,425	17,422
平成 28 年度	60,673	11,188	6,651	17,839
平成 29 年度	61,147	11,545	6,785	18,330
平成 30 年度	61,646	12,239	7,257	19,496
令和元年度	62,099	12,611	7,402	20,013
令和 2 年度	62,270	13,517※	6,861※	20,378※
令和 3 年度	62,185	13,909※	7,111※	21,020※
令和 4 年度	62,590	13,003	7,597	20,600
令和 5 年度	62,807	13,195	7,662	20,857
令和 6 年度	63,024	13,296	7,720	21,016
令和 7 年度	63,241	13,434	7,775	21,209
令和 8 年度	63,407	13,539	7,829	21,368
令和 9 年度	63,573	13,705	7,882	21,587
令和 10 年度	63,738	13,796	7,935	21,731
令和 11 年度	63,904	13,925	7,986	21,911
令和 12 年度	64,070	14,031	8,038	22,069
令和 13 年度	64,171	14,186	8,089	22,275
令和 14 年度	64,272	14,263	8,141	22,404
令和 15 年度	64,372	14,356	8,192	22,548

※令和 2、3 年度は実績値です。新型コロナの影響と考えられる変動がみられます。

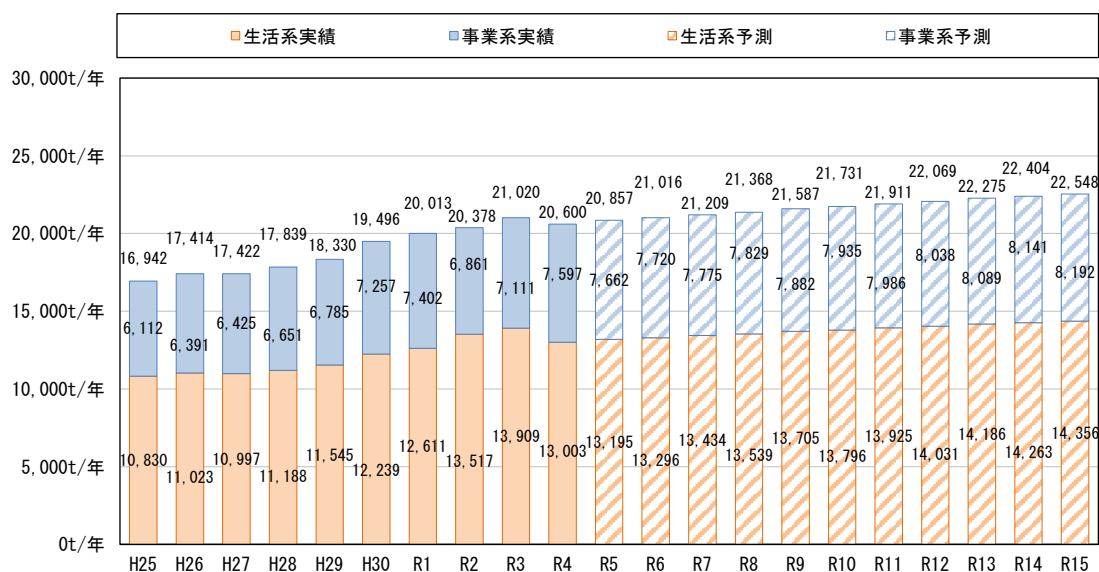


図 2-22 糸満市におけるごみ排出量予測結果

8. 減量化目標の設定

本市におけるごみの減量化目標を国や沖縄県、南部広域行政組合、本市の現行の基本計画の減量化目標等を参考に設定します。

(1) 国の減量化目標に準じた目標設定案（案1）

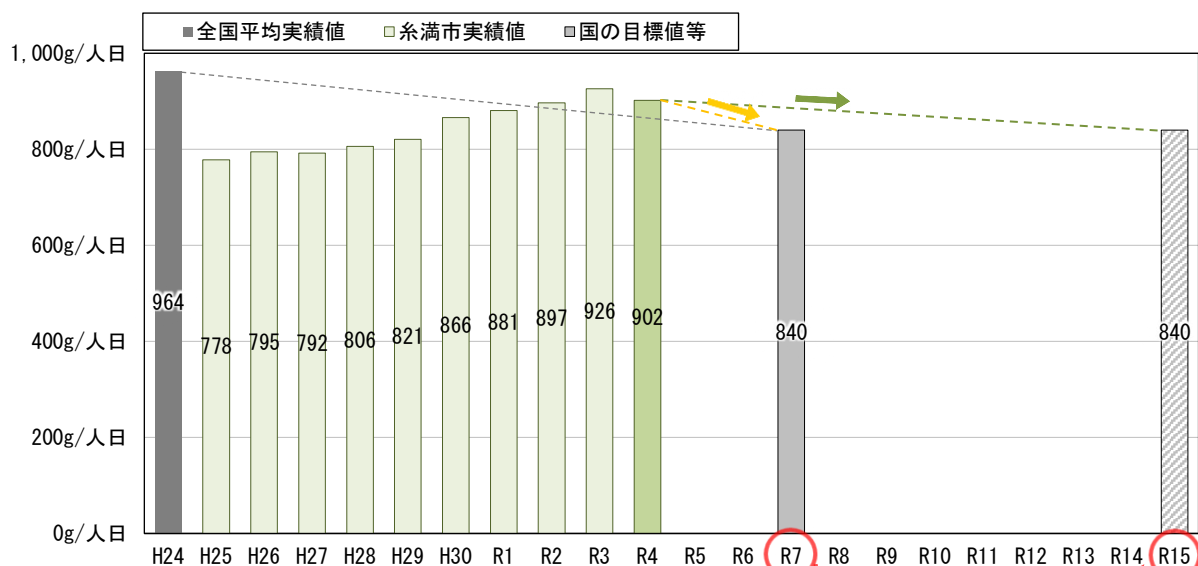
国は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号、令和5年6月変更）において、ごみ減量化目標値を以下のとおり設定しています。

国の減量化目標に準じて目標設定する場合には、目標年度を国と同様に令和7年度（2年後）に設定すると、目標の達成が困難だと考えられることから、令和15年度に目標年度を延伸して設定することが考えられます。

【 国のごみ減量化目標値 】	
	平成24年度 実績値
ごみ排出量	45百万トン/年 (964 g/人・日)
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	—
再生利用率 (出口側の循環利用率)	9.3百万トン/年 (排出量に対して21%)
最終処分量	4.7百万トン/年 (排出量に対して10.3%)

令和7年度 目標値
平成24年度比 約16%削減
約440 g/人・日
約28%に増加 (令和9年度目標)
平成24年度比 約31%削減

※1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 = (「生活系ごみ」－「集団回収量」－「計画収集量のうちの資源ごみ」－「直接搬入量のうちの資源ごみ」) ÷ 総人口(外国人を含む) ÷ 365日(または366日)



※国の目標値（1人1日当たり排出量）は、平成24年度の年間ごみ排出量実績値に対して16%削減した量（年間排出量目標値）3,780万トンについて、令和7年推計人口123,262千人（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位の推計値）を基に算出しました。

図2-23 国の減量化目標に準じて設定した減量化目標のイメージ

(2) 沖縄県の減量化目標に準じた目標設定案（案 2）

沖縄県は「沖縄県廃棄物処理計画（第五期）」（令和 4 年 3 月）（現行計画）において、ごみ減量化目標値を以下のとおり設定しています。県は、前計画の目標が未達成な状況等を踏まえ、前計画の目標と同値または近い値を新たな目標値として設定しています。

沖縄県の減量化目標に準じて目標設定する場合には、目標年度を沖縄県と同様に令和 7 年度（2 年後）に設定すると、目標の達成が困難だと考えられることから、令和 15 年度に目標年度を延伸して設定することが考えられます。

【沖縄県のごみ減量化目標値】				
	令和元年度 実績値	【目標の考え方】 第四期目標とほぼ同値 R 元比 11.0%減 ▶	令和 7 年度 目標値	
ごみ排出量	481 千トン/年 (889 g/人・日)		428 千トン/年 (786 g/人・日)	
1 人 1 日 当 たり 家庭系ごみ排出量	490 g/人・日		489 g/人・日	
再 生 利 用 率	70 千トン/年 (排出量に対して 14.5%)		94 千トン/年 (排出量に対して 22.0%)	
最 終 処 分 量	32 千トン/年 (排出量に対して 6.6%)		21 千トン/年 (排出量に対して 4.9%)	

※1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 = (「生活系ごみ」－「集団回収量」－「計画収集量のうちの資源ごみ」－「直接搬入量のうちの資源ごみ」) ÷ 総人口（外国人を含む）÷ 365 日（または 366 日）

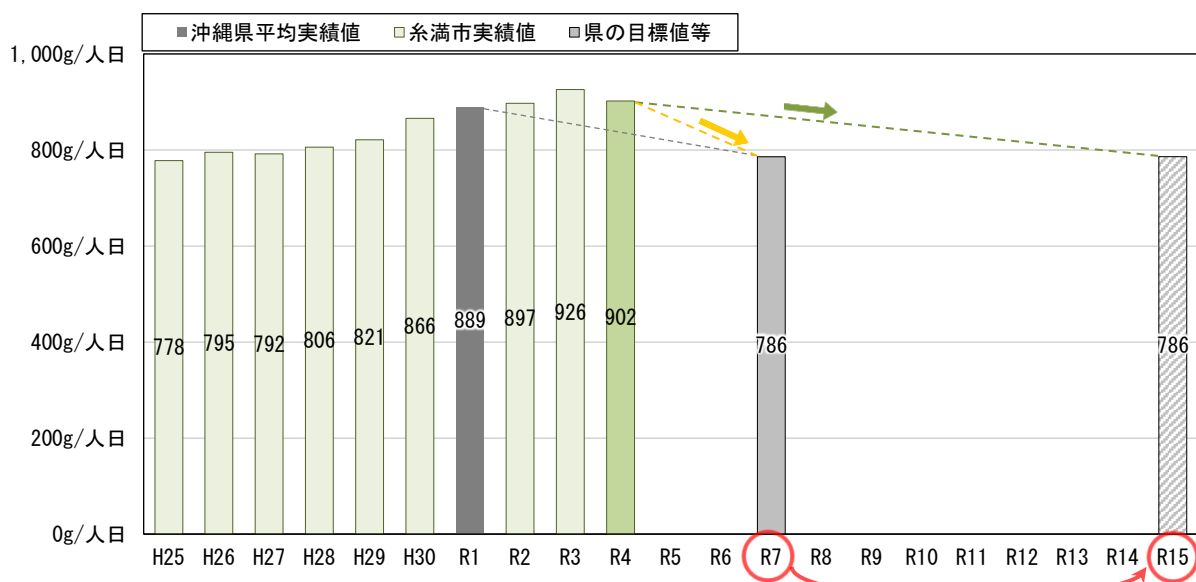


図 2-24 沖縄県の減量化目標に準じて設定した減量化目標のイメージ

(3) 南部広域行政組合の減量化目標に準じた目標設定案（案 3）

南部広域行政組合の現行計画における減量化目標値は以下のとおり設定しています。

南部広域行政組合の減量化目標に準じて目標設定する場合には、中間目標年度の令和 7 年度(2 年後)に中間目標値の達成は困難だと考えられることから中間目標は採用せずに、令和 12 年度の最終目標値のみを設定するものとし、本計画の目標年度である令和 15 年度までは当該目標値を維持するものと設定することが考えられます。

【南部広域行政組合のごみ減量化目標値】				
	平成 30 年度 実績値	【目標の考え方】 県第三期目標に準じた H30 比 2.5%減 H30 の沖縄県全体のリサ イクル率 13.8%以上 上記排出量、リサイク ル率の達成に基づく値	令和 12 年度 目標値	〈参考〉 中間目標値：R7
1 人 1 日当たり ごみ排出量	798.4 g/人・日		778 g/人・日	787 g/人・日
リサイクル率	12.7 %		14.3 %	13.3 %
最終処分率	5.2 %		7.1 %	7.2 %

※組合の最終処分場が平成 30 年度に供用開始し、糸満市及び豊見城市の溶融飛灰については令和元年度から資源化せず
に最終処分するものとしたため、実績値よりも目標値の最終処分率が多くなっています。

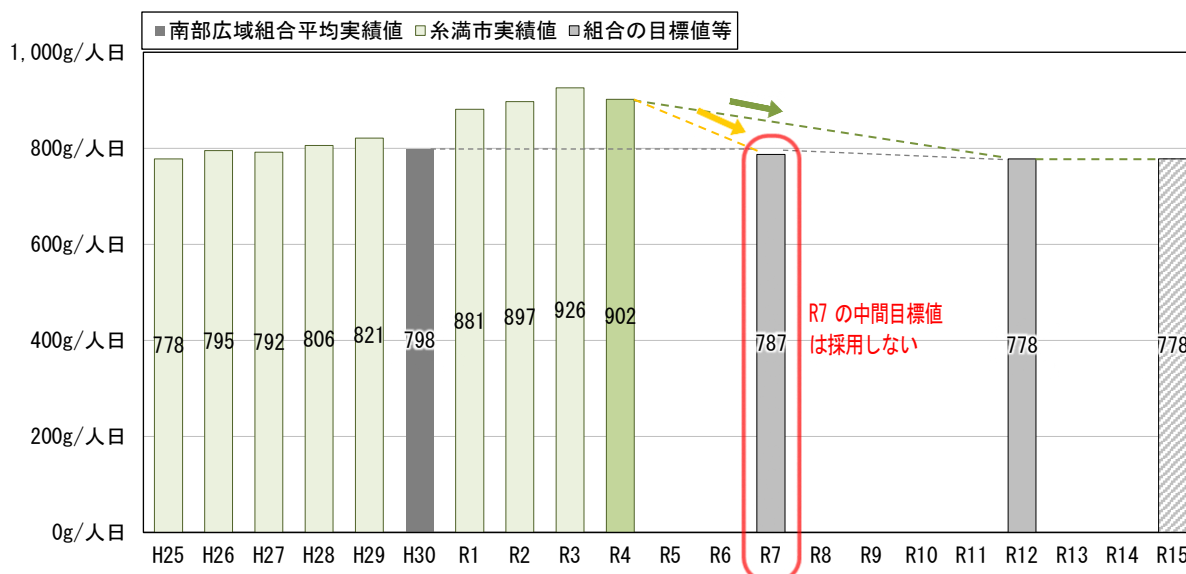


図 2-25 南部広域行政組合の減量化目標に準じて設定した減量化目標のイメージ

(4) 糸満市の減量化目標（現行の基本計画）に準じた目標設定案（案4）

本市の現行の基本計画における減量化目標値は以下のとおりです。

本市の現行の基本計画に準じて目標設定する場合には、目標が未達成であることを踏まえ、引き続き同目標の達成に向けて取り組むものとし、目標年度は当該計画の目標年度である令和 15 年度に延伸して設定することが考えられます。

【糸満市のごみ減量化目標値（現行の基本計画）】			
	平成 29 年度 実績値	【目標の考え方】 ごみ排出量、再生利用率、最終処分量（率）の目標値は、南部広域行政組合の目標値※3に準じて設定	令和 4 年度 目標値
ごみ排出量	821 g/人・日		758 g/人・日
再生利用率※1	18.7 %		22 %
最終処分量（率）	最終処分相当量※2 693 t/年 (3.8 %)		最終処分量 604 t/年 (3.5 %)

※1 ごみ総排出量に対する資源化量の割合です。
 ※2 平成 29 年度において埋立処分は行われていませんが、平成 30 年度から埋立処分を見込んでいる溶融飛灰の量を示しています。
 ※3 糸満市・豊見城市地域循環型社会形成推進地域計画（H30.11 変更）に基づく目標値です。

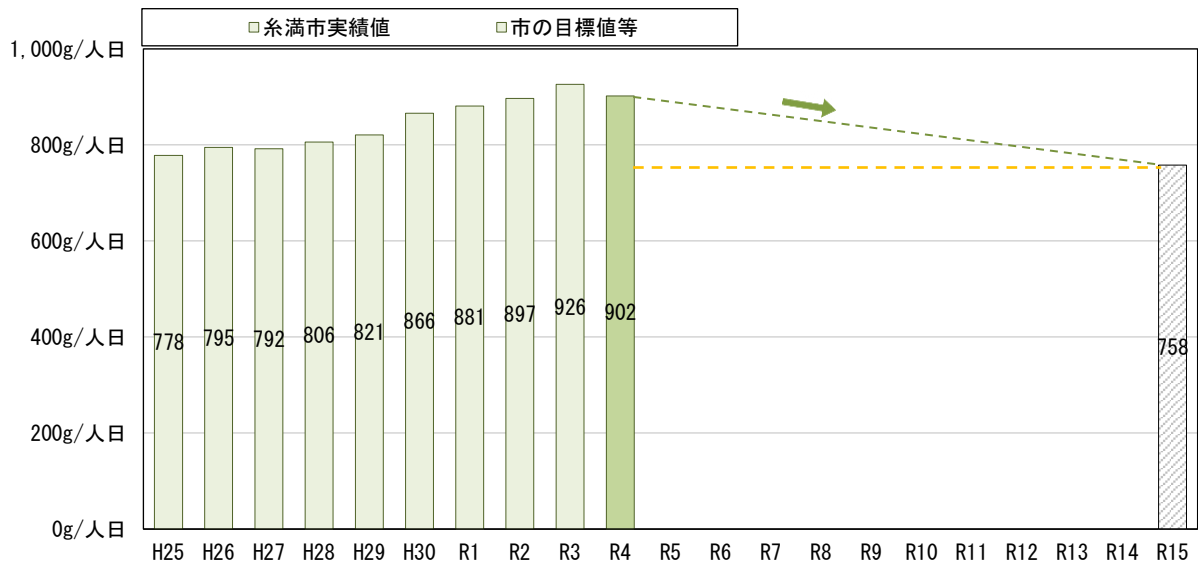


図 2-26 糸満市の現行の基本計画の減量化目標に準じて設定した減量化目標のイメージ

(5) 各目標設定案の比較

前項までの国や沖縄県、南部広域行政組合、本市における現行の基本計画の目標に準じて設定した目標設定案の1人1日当たりごみ量の目標値の比較を図2-27に示します。

目標値としてごみの減量化量が最も大きいのが現行の基本計画の目標に準じて設定した案で、令和15年度において758グラムとなっています。次いで減量化量が多いのは南部広域行政組合の778グラム、沖縄県の786グラム、国の840グラムとなっています。

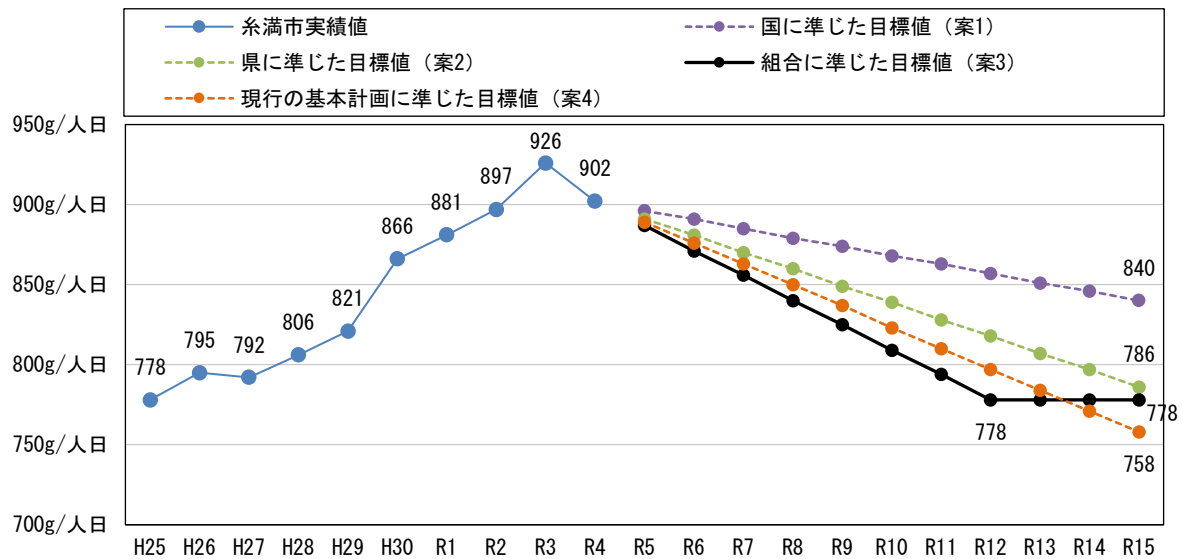


図2-27 各目標設定案の比較（1人1日当たりごみ排出量）

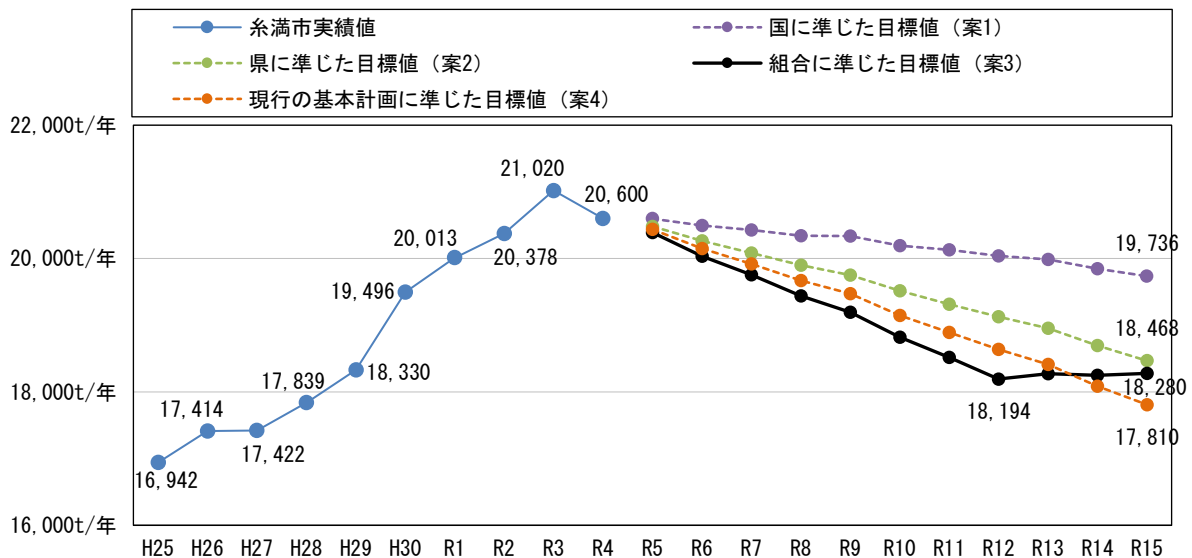


図2-28 各目標設定案の比較（将来人口の展望に基づき算出した年間ごみ排出量）

(6) 糸満市の次期基本計画における減量化目標の設定

本市の減量化目標の設定にあたっては、南部広域行政組合において一元化施設の整備を進めていることを踏まえ、同組合の目標値に準じて設定するものとします。

令和15年度におけるごみ排出量の目標値は18,280トンであり、令和4年度の実績値に対し約2,300トンの削減（約11%削減）が必要となり、また、1人1日当たり排出量では124グラムの削減（約14%削減）が必要となります。当該目標は近年のごみ量の増加傾向を踏まえると高い目標だと考えられますが、各家庭における生ごみのコンポスト化や水切り排出、店頭回収の活用、事業所における適正排出や多量排出事業者への排出指導等、後述する排出抑制計画（P.51 参照）を確実に実施することにより、目標達成に向け取り組んでいきます。

なお、目標値は、組合の目標年度（令和12年度）に達成するものとし、本計画の目標年度まで維持するものとします。

【糸満市のごみ減量化目標値】

	令和4年度 実績値	【目標の考え方】	令和15年度 目標値	備考
ごみ排出量	902 g/人・日 (20,600 トン/年)	H30 組合実績 798g/人・日 から2.5%減 ▶	778 g/人・日 (18,280 トン/年)	生活系：494 g/人・日 事業系：284 g/人・日 (内資源化量：111 g/人・日)
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量※	529 g/人・日	排出量・再生利用 の目標より算定 ▶	455 g/人・日	—
再生利用率	13.2 %	H30 沖縄県全体 のリサイクル率 (13.8%)以上 ▶	14.3 %	—
最終処分量	3.9 %	現状維持	3.9 %	—

※1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 = (「生活系ごみ」－「集団回収量」－「計画収集量のうちの資源ごみ」－「直接搬入量のうちの資源ごみ」) ÷ 総人口（外国人を含む）÷ 365日（または366日）

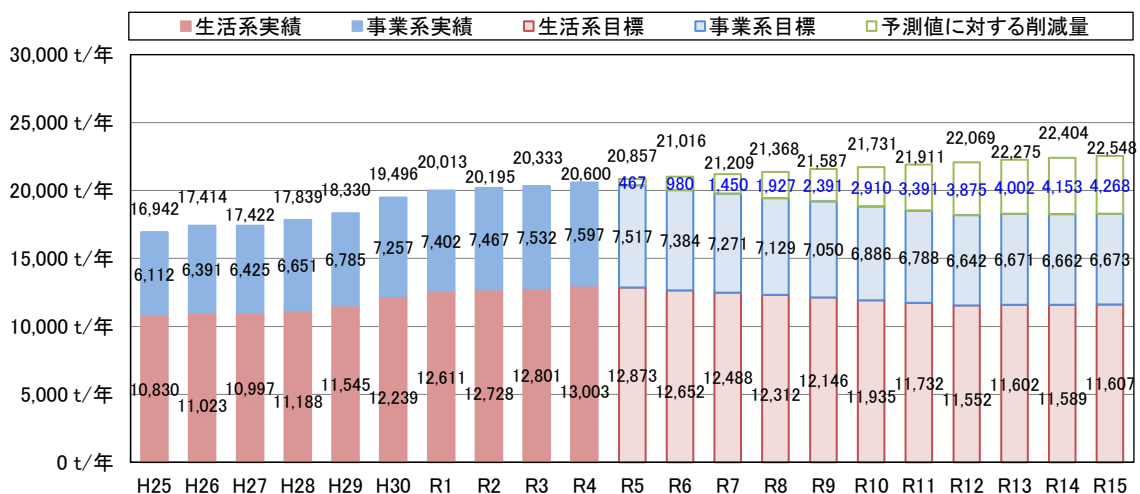


図 2-29 糸満市の次期基本計画における減量化目標

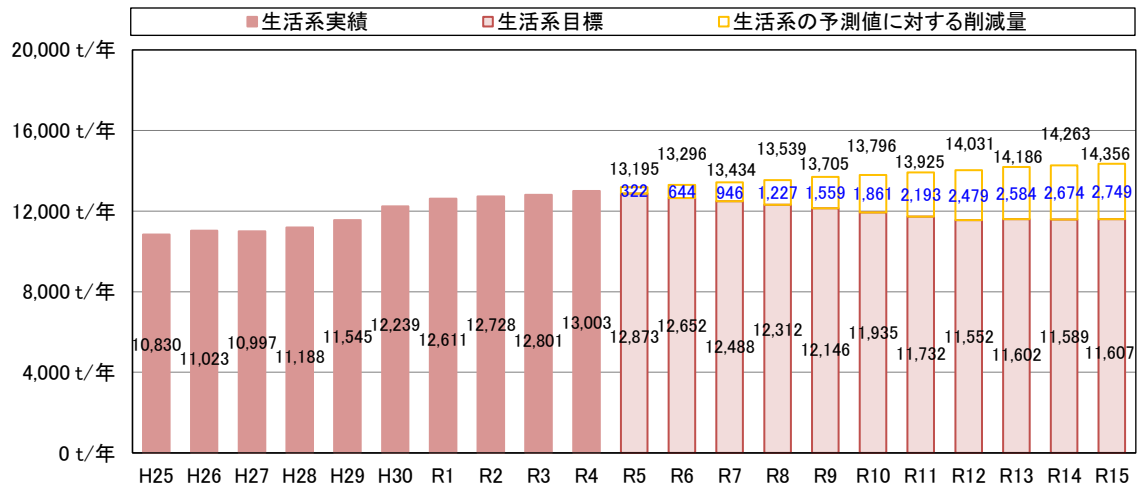


図 2-30 糸満市の次期基本計画における減量化目標（生活系ごみ）

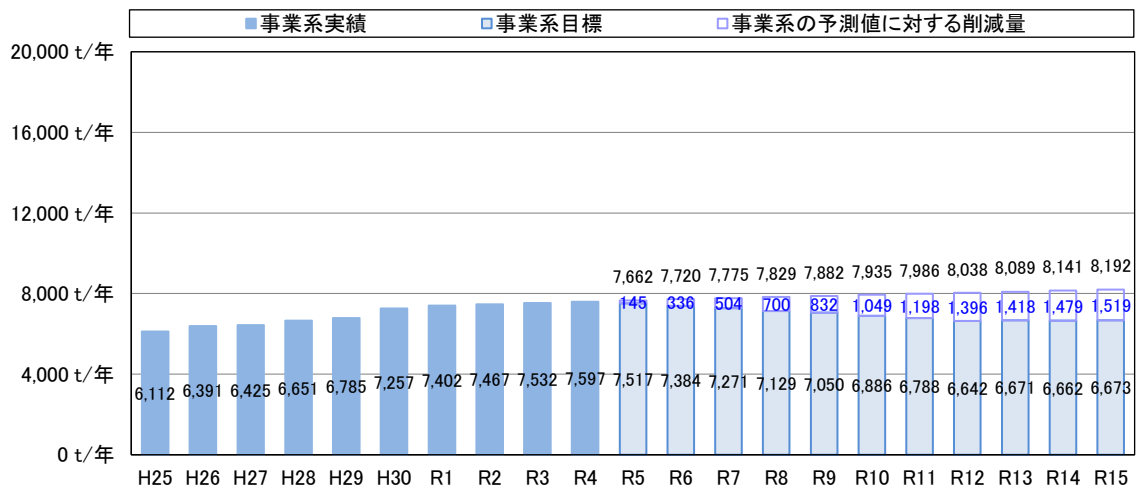


図 2-31 糸満市の次期基本計画における減量化目標（事業系ごみ）

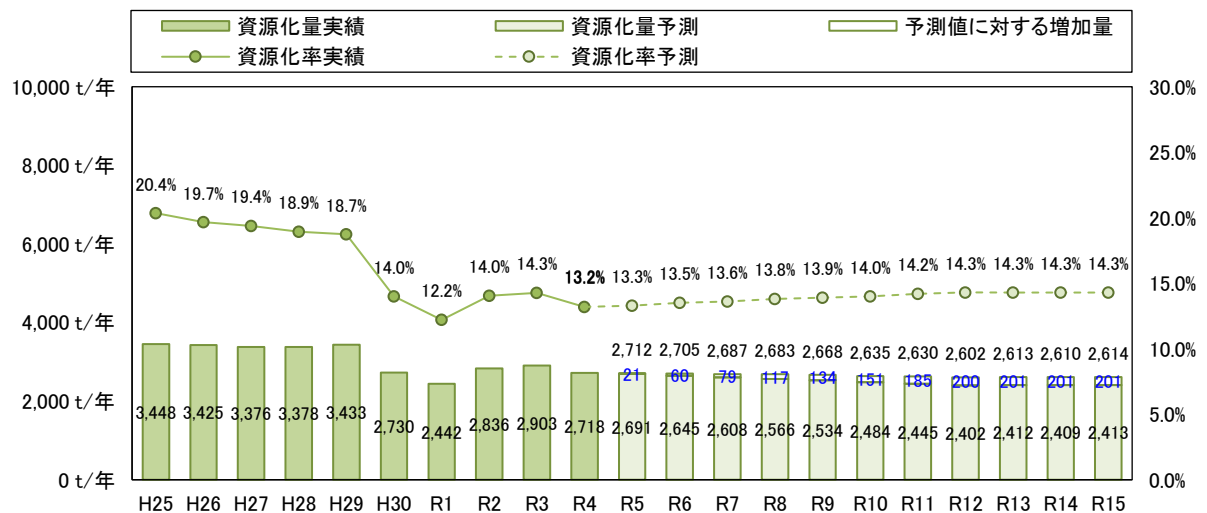


図 2-32 糸満市の次期基本計画における資源化量目標

9. ごみ処理計画

本市のごみ排出量は沖縄県平均を上回っていることから、さらなるごみの減量化が必要となっています。

以下に行政、市民及び事業者のそれぞれにおいて実施する方策事例を示します。

(1) 排出抑制計画

①行政における方策事例

■発生・排出抑制に関する方策

- ①生ごみの処理機等の助成制度の継続及び普及促進の強化
- ②マイバッグ運動の推進
- ③食品リサイクル法対象事業者への法令遵守の指導
- ④食品リサイクル法適用外の食品廃棄物排出事業者に対する堆肥化等情報の提供
- ⑤指定ごみ袋の適正料金の検討・適正使用の指導
- ⑥食品ロス・食品廃棄物の排出抑制促進
- ⑦過剰包装の抑制推進
- ⑧再利用品の交換情報誌やごみ減量アイデア集のホームページへの掲載
- ⑨多量排出事業者に対し、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画の作成指導
- ⑩排出回数の見直しの検討



■リサイクル率の向上に関する方策

- ①5種分別収集の継続実施・徹底
- ②公共施設及び自治会清掃等から発生する木枝等のリサイクルの推進
- ③リユース（再使用）びん・容器・衣類等の循環システムの構築及び利用促進
- ④資源回収業者の育成
- ⑤小型家電等回収体制の構築
- ⑥新たな資源化品目の分別収集等の検討
- ⑦学校における生ごみや草木類の堆肥化の検討

■普及啓発に関する方策

- ①意識啓発のための広報活動（ホームページ・広報紙等への掲載）、美化運動の推進・支援
- ②学校や地域での環境教育の推進
- ③ごみ減量等に関するイベントや講演・講習会の開催

■その他の方策

- ①市役所等の公共施設における再生品の使用促進
- ②排出抑制に向けた地域・各関係機関との連携
- ③在宅医療廃棄物の適正排出指導及び関係機関との協議・検討
- ④事業者に対するごみ処理に関するアンケート等の実施（許可業者との契約状況の把握等）やごみ減量指導及びチラシ配布
- ⑤住民・事業者の環境活動等に対する協力・支援

②市民における方策事例

■発生・排出抑制に関する方策

- ①生ごみの水切り
- ②計画的な消費活動への取組
 - 1 簡易包装商品の選択やマイバッグを利用する
 - 2 使い捨て製品の使用・購入を控える
 - 3 リユース（再使用）びん・容器の商品を選択する
 - 4 耐久性に優れた商品を選択する
 - 5 故障したら修理して長期使用に努める
 - 6 エコマーク商品等の環境配慮型製品を優先的に選択する（グリーン購入）
 - 7 短期的・一時的に使用するものはリース・レンタルを活用する
 - 8 家電4品目は小売店等へ適正に引き渡し、リサイクル料金等を負担する
 - 9 廃自動車等の適正な処理を行う
- ③食品ロス削減への取組
 - 1 賞味・消費期限を正しく理解し、適量の購入・注文を心がける
 - 2 食べ残しや作りすぎがないようにする
 - 3 外食時に適量の注文を心がける



■再使用・再生利用に関する方策

- ①ごみの分別排出の徹底（適正排出）
- ②生ごみのコンポスト化（堆肥化）へ取り組む
- ③庭の除草、剪定で発生する草木のコンポスト化（堆肥化）へ取り組む
- ④店頭回収を利用する
- ⑤リサイクルショップや不要品交換、フリーマーケット等を活用する
- ⑥市民活動への参加・取組
 - 1 資源ごみの集団回収運動への参加・取組（地域自治会、子ども会等による取組）
 - 2 ごみの分別等に関する出前講座への参加
 - 3 再生資源を用いた製品の使用運動

■その他の方策

- ①市や沖縄県等の実施するごみ処理に関する各種施策への協力
- ②活動情報の共有化
 - 1 ポスター・パンフレット等の作成
 - 2 イベント・フェア等の開催
 - 3 各種環境関連施設の見学会の実施・参加
- ③ごみのポイ捨て禁止の実践及び声掛け運動

③事業者における方策事例

■発生・排出抑制に関する方策

①事業所におけるごみの排出抑制への取り組み実施

- 1 事務処理のペーパーレス化を検討・採用
- 2 環境配慮型のグリーン製品を優先的に選択する
- 3 従業員の環境意識の向上や環境教育の充実を図る

②食品リサイクル法対象事業者は法令に則り適正な生ごみ等のリサイクルの実施

③食品リサイクル法が適用されない中小規模事業者についても、生ごみ等のリサイクルに努める

④製造段階でのごみの排出抑制への取り組み実施

- 1 リユース（再使用）容器製品、詰め替え製品、リサイクルが容易な商品、耐久性に優れた繰り返し使える製品等の環境配慮型商品の開発・製造
- 2 原材料の選択や生産工程を工夫し、廃棄物の発生を極力抑制する
- 3 設計・生産段階から商品の省資源化、長寿命化を図るよう配慮する
- 4 再生材料をできるだけ使用する
- 5 製造段階で発生するごみの逆流通システム・回収システムの整備を行う

⑤販売段階でのごみの排出抑制への取り組み実施

- 1 容器包装廃棄物の簡素化（包装材・梱包材の削減等）に努める
- 2 飲食店等は使い捨て製品の使用を控える
- 3 量り売り等の実施
- 4 賞味・消費期限間近の商品の値引き販売等食品が廃棄物とならない工夫を行う
- 5 リユース（再使用）容器製品・詰め替え製品・リサイクル商品・耐久性に優れた繰り返し使える製品等の環境配慮型商品を販売する
- 6 環境配慮型商品の表示を行い、消費者に対する意識啓発を行う
- 7 製造・販売した商品の修理体制を整備する。

■再使用・再生利用に関する方策

①資源化物の分別排出徹底

②食品リサイクル法対象事業者は法令に則り適正な生ごみ等のリサイクルの実施（再掲）

③食品リサイクル法が適用されない中小規模事業者についても、生ごみ等のリサイクルに努める（再掲）

■その他の方策

①市や沖縄県等の実施するごみ処理に関する各種施策への協力

②廃棄物の適正分別・適正処理

- 1 リサイクルが困難な廃棄物は含有物質の性状等に留意して適正に処理する
- 2 ごみ処理は優良な処理業者へ委託し、マニフェストによるすべての処理過程を把握・管理し、排出業者としての責任を果たす
- 3 多量排出事業者は、廃棄物処理法に基づき廃棄物処理計画を作成、自己評価を行う等率先して減量化・リサイクルに取り組む
- 4 廃棄物・リサイクル関連法令の遵守

③地域活動への参加や地域と連携した環境ビジネスの構築、環境会計の導入等環境経営の取り組みに努める



(2) 収集・運搬計画

本市の収集・運搬については、ごみの排出ルールを分かりやすく示したハンドブックや広報等を配布、ホームページへの掲載を行います。併せて、ごみの分別方法等をお知らせするスマートフォンアプリ「さんあーる」等も活用し、分別排出、排出日、排出時間厳守の徹底を図ります。

資源ごみについては、高価なアルミ缶や古紙等の抜き取りが見受けられ、担当課職員によるパトロールや住民からの情報提供等により、資源ごみの「抜き取り」に対する指導を行います。なお、抜き取り者が生活困窮者等である場合には、その自立を促すための各種福祉制度に基づく相談・支援を図っていきます。

また、資源ごみの抜き取りを防止することで、ごみの収集量の増加が見込まれることから、収集・運搬体制の効率化を図り、経費の軽減に努めます。

今後は、高齢者や障がい者等ごみの排出が困難な市民に対する排出支援策を協議・検討します。なお、在宅医療廃棄物については医療関係機関による回収が行われており、事故防止の観点から、その周知を図っていきます。

本市におけるごみの収集・運搬に係る計画は以下のとおりです。

①収集・運搬

ごみの収集・運搬については、一般家庭より排出される生活系ごみは、委託業者による収集・運搬または自己搬入で行っていきます。また、事業所等より排出される事業系ごみは、許可業者による収集・運搬または自己搬入により行っていきます。今後もこれまでの体制で、ごみの収集・運搬を行っていきます。

また、排出抑制を図るため、収集回数の見直しを検討します。

②収集対象区域

収集対象区域については市内全域とします。

③収集・運搬の方法

ごみの分別区分については、令和5年度現在、表に示すとおりです。当面は当該分別区分にてごみの収集を行っていくものとします。

なお、令和4年から施行したプラスチック資源循環法や各種リサイクル関連法令の改正、本市の資源化の状況等に応じ、適宜、ごみの分別区分の見直しについて調査・研究を行います。

生活系ごみの収集方式については各戸収集方式またはステーション方式で行っていくものとし、収集容器はもやせるごみ、有害ごみ、もやせないごみについては指定袋による収集を行っていきます。なお、資源ごみの収集容器は、かん類、びん類、ペットボトルは透明または半透明の袋（中身が判別できるもの）で排出でき、紙類は種類別にひもでしばって排出するものとします。

粗大ごみについては事前に申し込みを行い、粗大ごみ処理券を貼付されたものを回収します。

事業系ごみについては、事業者自ら搬入するか、または、事業者が許可業者と契約するなどし、適切にごみの収集・運搬を行うものとします。

表 2-31 糸満市の生活系ごみの分別区分（令和 5 年度現在）

分別区分	各分別区分のごみの具体例
資源ごみ	紙類、かん類、びん類、ペットボトル
もやせるごみ	生ゴミ、草木類、プラスチック類、紙くず、その他
有害ごみ	蛍光灯、水銀体温計 乾電池、ボタン乾電池（乾電池回収協力店へ）
もやせないごみ	金属類、ガラス類、陶器類、小型の電化製品
粗大ごみ	電化製品（家電リサイクル法対象品を除く）、 家具類、寝具類、木の枝・幹、その他

（3）中間処理計画

本市のごみの中間処理は、南部広域行政組合の糸豊環境美化センター及び民間業者において行われています。

糸豊環境美化センターは、平成 25 年度及び平成 28～29 年度に機能回復基幹改良事業を実施し、施設の機能回復を図ってきましたが、現状において老朽化が進行している状況にあり、引き続き、令和 6 年度から令和 10 年度にかけて基幹改良事業を予定しています。

なお、ごみの中間処理にあたっては、可能な限り有価物の再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を行い、やむを得ず焼却処理、破碎処理しなければならないものについて行います。また、中間処理は可能な限り環境負荷の低減に努めていきます。

①もやせるごみの処理

本市のもやせるごみの処理は、南部広域行政組合の糸豊環境美化センターごみ焼却施設において焼却処理を行っており、今後も当該施設による処理を継続していくものとします。

なお、南部広域行政組合管内（ごみ処理事務）の 6 市町において、ごみ処理の効率化と財政負担の軽減を図るため、新たなごみ処理の一元化施設の整備に向け、取り組んでいるところです。

②有害ごみ、もやせないごみ及び粗大ごみの処理

本市の有害ごみ、もやせないごみ及び粗大ごみの処理は、南部広域行政組合の糸豊環境美化センター粗大ごみ処理施設において、破碎・選別・圧縮処理等を行っており、今後も、当該組合による処理を継続していくものとします。なお、もやせないごみ等の処理施設についても、もやせるごみの処理施設と併せて一元化するものとして取り組んでいます。

③資源ごみの処理

本市の資源ごみの処理は、民間業者への委託により行われており、今後も、民間委託による資源化を継続していくものとします。

④中間処理残渣（焼却灰等）の処理

南部広域行政組合の糸豊環境美化センターごみ焼却施設から排出される熔融スラグについては、引き続き、公共工事等の建設資材への活用を図っていくものとします。

焼却処理の燃焼ガス冷却時に発生する飛灰については、民間の製錬所において山元還元（飛灰等から、鉛や亜鉛等の非鉄金属を回収すること）処理を行っており、今後も再資源化による有効利用を図っていくものとします。なお、熔融飛灰については、固化処理を行った上で美らグリーン南城（最終処分場）において埋立処分を行います。

（4）最終処分計画

熔融施設から排出される熔融飛灰については、固化処理を行ったうえで南部広域行政組合の最終処分場「美らグリーン南城」にて埋立処理を行っており、令和 15 年まで当該施設への埋立を行っていく計画となっています。なお、ごみの排出抑制や分別の徹底により焼却処理量を削減し、最終処分量の低減及び、浸出水処理施設の負荷低減に努めていくものとします。

（5）大規模災害時の廃棄物処理について

台風や地震等の大規模災害の発生時は、日常発生する廃棄物とは別に多量に災害廃棄物が発生することが想定されます。このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、「糸満市地域防災計画」及び「糸満市災害廃棄物処理計画」に基づき、収集運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制等の確立及び災害廃棄物を一時的に仮置きするための仮置き場の確保等を図ります。

以下に「糸満市災害廃棄物処理計画」に示される災害廃棄物の処理方針等の抜粋を示します。

①災害廃棄物の対策方針

災害廃棄物処理を円滑に実施し、災害からの復旧・復興をいち早く行うため、県、市町村が、民間事業者、他都道府県、国、ボランティア団体や地域住民の協力を得ながら、一体となって処理にあたります。また、迅速な災害廃棄物処理が被災地域の復旧・復興につながることを市民に発信し、既存施設での処理や仮置場の設置に対する理解、災害廃棄物の分別排出に対する協力を呼びかけるものとします。

②災害廃棄物の処理期間

発生からおおむね 3 年以内の処理完了を目指す、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定します。

③災害廃棄物の処理方法

ア 処理施設

市内の既存の処理施設を最大限活用します。ただし、災害廃棄物の発生量によっては仮設処理施設や市外処理施設を活用します。

イ 再資源化・減量化

効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用をできる限り行い、復旧・復興事業における再生資材需要や求められる資材品質等を踏まえた処理とすることで、埋立処分する災害廃棄物の減量化を図ります。

ウ 地元事業者の活用

災害廃棄物の円滑な処理と再生利用を推進するため、民間事業者の活用を図ります。特に、地域復興の観点から地元事業者を活用し、発災後の重要な雇用の場とします。

エ 安全性の確保・生活環境の保全

腐敗性廃棄物等の処理を迅速に行うとともに、仮置場における火災や有害物質の流出等の二次災害を防ぎ、適正な処理を確保します。

(6) 不法投棄対策について

不法投棄防止にあたっては注意喚起のチラシ配付、広報誌・ホームページ等への掲載を行い、意識啓発を行っていきます。

なお、不法投棄物の撤去・処理等については、投棄者や原因者等が特定されない場合には、投棄場所の土地の管理者等の費用負担により行うことになります。不法投棄を未然に防止するために、土地の管理者等による適切な植栽の管理や雑草除去等、環境美化を図ることにより不法投棄がしにくい環境の整備を推進します。また、必要に応じて看板や監視カメラの設置、パトロールを実施していくものとします。

第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理体制

本市の生活排水の処理体制を図3-1に示します。

生活排水は、各家庭の台所や風呂等から排出される生活雑排水とトイレから排出されるし尿排水の2種類に分けられます。

生活雑排水は、公共下水道や農業集落排水施設への接続世帯、合併処理浄化槽設置世帯の汚水は、それぞれの処理施設等で処理した後に河川等に放流されます。しかし、し尿汲み取り世帯や単独処理浄化槽設置世帯は未処理のまま放流されており、河川等の水質汚濁の原因となっています。

また、し尿排水は、公共下水道等への接続世帯は、糸満市浄化センターや米須地区農業集落排水施設で処理され、浄化槽設置世帯のし尿排水は各家庭の浄化槽で処理されます。浄化槽汚泥については、し尿汲み取り世帯からのし尿とともにバキューム車により収集され、南部広域行政組合の岡波苑し尿処理施設にて処理されています。

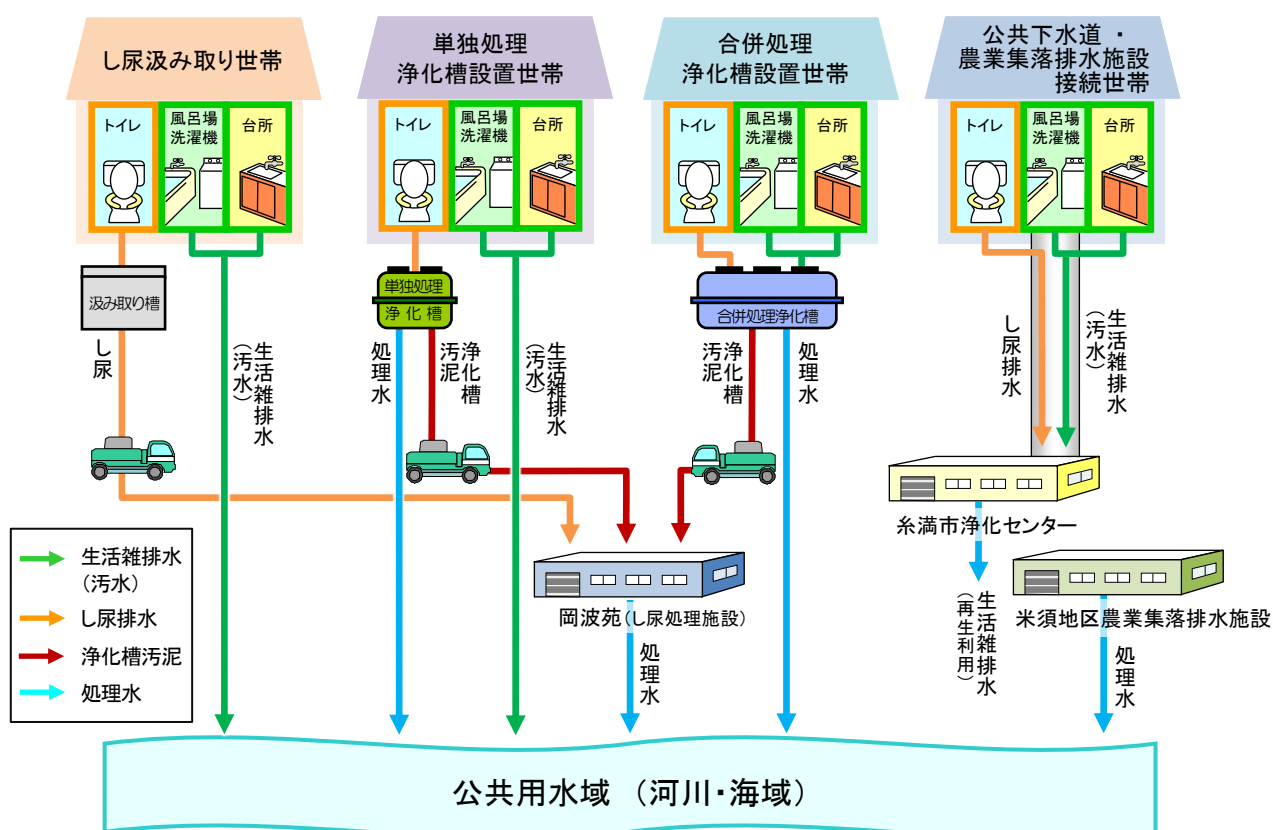


図3-1 糸満市の生活排水の処理体制

2. 施設整備状況

(1) し尿処理施設

本市のし尿汲み取り世帯及び浄化槽設置世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理は、南部広域行政組合の岡波苑し尿処理施設において行っています。

当該施設は糸満市西崎に所在しており、本市及び豊見城市、八重瀬町（一部）のし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っています。



写真 3-1 岡波苑し尿処理施設の外観

表3-1 岡波苑し尿処理施設の概要

施設名称	岡波苑し尿処理施設
所在地	糸満市西崎町4丁目1番地
竣工	昭和 57 年 3 月
処理能力	65 k L / 日
処理方式	低希釈二段活性汚泥法＋高度処理

資料：岡波苑し尿処理施設パンフレット

(2) 公共下水道

本市の公共下水道接続世帯から排出される生活雑排水及びし尿の処理は、糸満市浄化センターにおいて行っており、当該施設は糸満市西崎に位置しています。

なお、下水処理水については農業用水等として利用され、下水道汚泥はたい肥として利用されています。また、処理工程で発生する汚泥の消化ガスは、バイオガス発電の売電事業が行われています。



写真 3-2 糸満市浄化センター終末処理場の外観

表3-2 糸満市浄化センターの概要

施設名称	糸満市浄化センター終末処理場
所在地	糸満市西崎町4丁目2番地
計画区域面積	1,196 ha
計画人口	54,300人
計画汚水量	27,400 m ³ /日（最大）
処理方式	標準活性汚泥法、生物膜ろ過法

資料：糸満市ホームページ

(3) 農業集落排水施設

本市の農業集落排水接続世帯から排出される生活雑排水及びし尿の処理は、米須地区農業集落排水処理施設において行っており、当該施設は糸満市米須に位置しています。



写真 3-3 農業集落排水処理施設の外観

表3-3 農業集落排水処理施設の概要

施設名称	米須地区農業集落排水処理施設
所在地	糸満市米須地内
計画区域面積	140 ha
計画人口	4,110人
計画汚水量	1,110 m ³ /日（平均）

資料：糸満市

3. 生活排水処理の実績

(1) 生活排水処理人口

本市の生活排水処理人口の推移は図 3-2 及び表 3-4 に示すとおり、公共下水道接続人口及び合併処理浄化槽人口（農業集落排水施設接続人口含む）は増加傾向にあります。一方、単独処理浄化槽人口及び非水洗化人口（し尿汲み取り人口）は公共下水道人口等の増加に伴って減少しています。

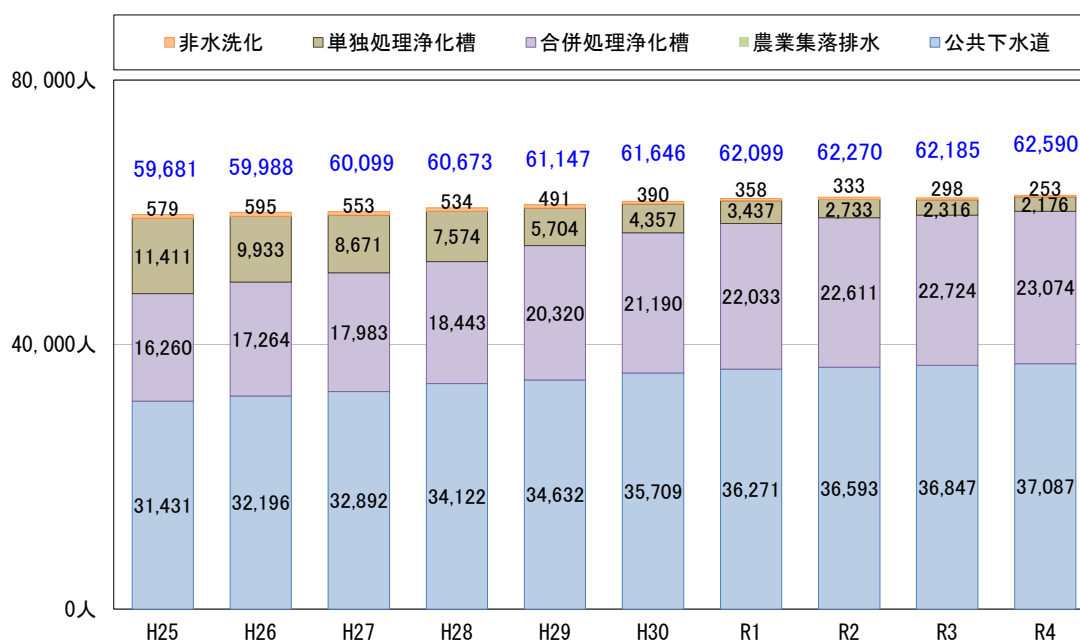


図 3-2 糸満市の生活排水処理人口の推移

表 3-4 糸満市の生活排水処理人口の推移

年度	公共下水道人口 (人)	浄化槽人口(人)		非水洗化人口 (し尿汲み取り) (人)	合計 (人)
		合併処理浄化槽	単独処理浄化槽		
平成 25 年度	31,431 (52.7%)	16,260 (27.2%)	11,411 (19.1%)	579 (1.0%)	59,681
平成 26 年度	32,196 (53.7%)	17,264 (28.8%)	9,933 (16.6%)	595 (1.0%)	59,988
平成 27 年度	32,892 (54.7%)	17,983 (29.9%)	8,671 (14.4%)	553 (0.9%)	60,099
平成 28 年度	34,122 (56.2%)	18,443 (30.4%)	7,574 (12.5%)	534 (0.9%)	60,673
平成 29 年度	34,632 (56.6%)	20,320 (33.2%)	5,704 (9.3%)	491 (0.8%)	61,147
平成 30 年度	35,709 (57.9%)	21,190 (34.4%)	4,357 (7.1%)	390 (0.6%)	61,646
令和 1 年度	36,271 (58.4%)	22,033 (35.5%)	3,437 (5.5%)	358 (0.6%)	62,099
令和 2 年度	36,593 (58.8%)	22,611 (36.3%)	2,733 (4.4%)	333 (0.5%)	62,270
令和 3 年度	36,847 (59.3%)	22,724 (36.5%)	2,316 (3.7%)	298 (0.5%)	62,185
令和 4 年度	37,087 (59.3%)	23,074 (36.7%)	2,176 (3.7%)	253 (0.5%)	62,590

※ 各数値の単位未満は四捨五入しており、合計が合わないことがあります。

※ 令和 4 年度の合併浄化槽人口には農業集落排水への接続人口の 301 人を含みます。

※ 令和 4 年度の各数値は速報値であり、訂正される可能性があります。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、糸満市

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は図 3-3 及び表 3-5 に示すとおり、平成 29 年度以降増加傾向にあり、令和 4 年度は直近 10 年間で最大となる 7,032kL となっています。

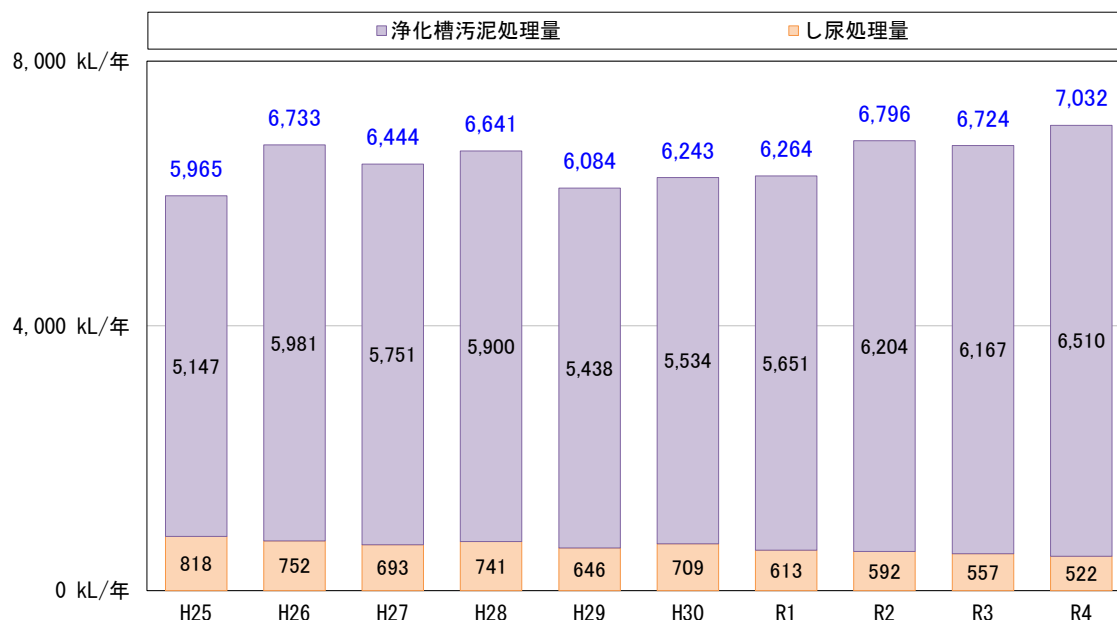


図 3-3 糸満市のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

表 3-5 糸満市のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

年度	し尿処理量 (kL/年)	浄化槽汚泥処理量 (kL/年)	合計 (kL/年)
平成 25 年度	818 (13.7%)	5,147 (86.3%)	5,965
平成 26 年度	752 (11.2%)	5,981 (88.8%)	6,733
平成 27 年度	693 (10.8%)	5,751 (89.2%)	6,444
平成 28 年度	741 (11.2%)	5,900 (88.8%)	6,641
平成 29 年度	646 (10.6%)	5,438 (89.4%)	6,084
平成 30 年度	709 (11.4%)	5,534 (88.6%)	6,243
令和 1 年度	613 (9.8%)	5,651 (90.2%)	6,264
令和 2 年度	592 (8.7%)	6,204 (91.3%)	6,796
令和 3 年度	557 (8.3%)	6,167 (91.7%)	6,724
令和 4 年度	522 (7.4%)	6,510 (92.6%)	7,032

※ 各数値の単位未満は四捨五入しており、合計が合わないことがあります。

※ 令和 4 年度の各数値は速報値であり、訂正される可能性があります。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、糸満市

4. 現行の基本計画における施策の実施状況及び評価

(1) 施設整備に関する取組の実施状況及び評価

生活排水処理の施設整備に関する取組の実施状況を表 3-6 に示します。

表 3-6 糸満市における生活排水処理の施設整備に関する取組の実施状況

現行の基本計画に記載している行政の方策	市のこれまでの実施状況
・公共下水道及び農業集落排水施設の整備推進 ・公共下水道等整備済み地域の未接続世帯への接続促進 ・し尿汲み取り世帯及び単独処理浄化槽設置世帯に対する合併処理浄化槽への切り替え促進、切り替え工事に対する助成 ・地域性に配慮した柔軟な生活排水処理システム（相互連携、浄化槽市町村整備推進事業等）の検討	・公共下水道の整備状況（R4 年度末） 全体計画区域内人口：50,550 人 利用可能人口：43,108 人 人口整備率：85.3% ・農業集落排水施設の整備状況（R4 年度末） 全体計画区域内人口：4,110 人 利用可能人口：972 人 人口整備率：23.6% ・公共下水道及び農業集落排水施設への接続について、ホームページ、広報紙等での広報を実施 ・公共下水道接続促進事業補助金の交付 ・農業集落排水処理施設接続促進事業補助金の交付 ・合併浄化槽設置整備事業補助金の交付 ・汚水処理施設の広域化・共同化への検討を実施

本市では公共下水道及び農業集落排水施設整備を推進しており、人口普及率はそれぞれ公共下水道が 85.3%（令和 4 年度末現在）、農業集落排水施設が 23.6%（同）となっています。また、それぞれの施設への接続促進を図るため、広報活動の実施、接続工事等に係る補助金の交付を行っていますが、整備済み地域内において未接続世帯が存在します。

これは、接続に係る費用負担が重荷となっているものと考えられます。また、公共下水道等への接続の必要性について、市民に十分に浸透していないことなども原因と考えられます。

(2) 生活排水の適正処理に関する方策の実施状況及び評価

生活排水の適正処理に関する方策の実施状況を表 3-7 に示します。

表 3-7 糸満市における生活排水の適正処理に関する方策の実施状況

現行の基本計画に記載している行政の方策	市のこれまでの実施状況
・浄化槽の適正管理指導 ・事業者等への適正排水の指導、啓発活動	・ホームページや広報いとまん等で浄化槽の適正管理について広報活動を実施 ・ホームページや広報いとまん等で生活排水の適正排出について広報を実施

本市では生活排水の適正処理に関し、浄化槽の適正管理指導や、適正排出指導、啓発活動を行っていますが、実態は十分に把握できていませんが、法定検査の受検率は低水準であることが想定されます。

これは、浄化槽の法定検査の受検義務について、広報活動が十分でなく、市民にその認識が不足していることが原因と考えられます。

(3) 生活排水処理に係る資源化に関する方策の実施状況及び評価

生活排水処理に係る資源化に関する方策の実施状況を表 3-8 に示します。

表 3-8 糸満市における生活排水処理に係る資源化に関する方策の実施状況

現行の基本計画に記載している行政の方策	市のこれまでの実施状況
・各種生活排水処理施設から発生する汚泥の堆肥等への資源化の実施 ・公共下水道終末処理場等から発生するメタンガス等の利活用	・浄化センターにおいて汚泥の堆肥化、バイオガス（消化ガス）を燃料とした発電の実施。また、発電時の廃熱からの温水を活用 ・岡波苑し尿処理施設及び農業集落排水施設から発生する汚泥の資源化は実施していない

本市では生活排水処理に係るバイオガスや発生汚泥について、糸満市浄化センターにおいて発電や温水利用、汚泥の堆肥化を行っています。

しかしながら、し尿処理施設及び農業集落排水施設においては、その資源化は行っておりません。し尿処理施設及び農業集落排水施設からのバイオガスについては、施設規模が小規模であることから、施設整備に見合う効果が期待できないと考えられます。ただし、発生汚泥の堆肥化については、施設整備費用や肥料登録に係る法手続き、供給先の確保等について情報収集が行われていないことにより、その調査・研究が十分でないものと考えられます。

(4) 生活排水対策の普及啓発に関する方策、その他の方策の実施状況及び評価

生活排水対策の普及啓発に関する方策、その他の方策の実施状況を表 3-9 に示します。

表 3-9 生活排水対策の普及啓発に関する方策、その他の方策及びその実施状況

現行の基本計画に記載している行政の方策	市のこれまでの実施状況
・市の広報等を活用した生活排水処理対策の啓発 ・生活排水処理対策等に関する講演会等の開催 ・水生生物観察会等の開催 ・河川、排水路等の清掃活動の支援 ・廃食用油からの石鹸作り等再生利用活動の支援 ・市民 1 人 1 人に意識啓発を促す広報等の工夫 ・廃食用油のリサイクルの推進 ・河川環境改善等に取り組む市民団体の育成・連携 ・生活排水処理対策に係る指導員の養成・育成支援	・ホームページや広報いとまん等で生活排水処理対策について広報活動を実施 ・民間団体等が実施する河川等での環境学習への協力・支援 ・「沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金」を活用し、令和 4 年度より米須海岸を清掃活動する団体を募集しビーチクリーンを実施 ・SNS 等を活用した広報活動を実施 ・市内の給食センター等から出る廃食用油をバイオマス燃料として再利用

本市では生活排水対策の普及啓発等を図るため、各種広報活動、環境学習への協力・支援、ビーチクリーンの実施等に取り組んできました。

しかしながら、公共下水道等への接続率の向上や浄化槽の法定検査の受検率向上、生活排水の適正排出等の市民や事業者の理解が十分でないことが考えられ、市の普及啓発活動が浸透していないと考えられます。

5. 生活排水処理の課題

(1) 家庭及び地域における生活排水に関する課題

し尿汲み取り世帯及び単独処理浄化槽設置世帯から排出される洗剤や廃食用油等は、未処理のまま公共用水域に放流され、水質汚濁の原因となっています。異物の排水防止や廃食用油等の適正な処理等を周知徹底する必要があります。

家庭及び地域の生活排水に関する課題

- ①浄化槽の定期的な清掃、検査の実施を周知する必要がある。
- ②異物や廃食用油等の流出防止を周知徹底する必要がある。
- ③洗濯時の洗剤、石鹸の適量使用をさらに呼びかける必要がある。
- ④洗濯排水の直接排水防止をさらに促進する必要がある。
- ⑤お風呂の残り湯の再利用をさらに促進する必要がある。

(2) 収集・運搬に関する課題

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集量は、公共下水道や農業集落排水施設の普及に伴い、減少していくことが見込まれます。このような中、将来にわたって安定的かつ効率的な収集・運搬体制を確保し維持することが必要となっています。

収集・運搬に関する課題

- ①安定的かつ効率的な収集・運搬体制を確保し維持する必要がある。

(3) 中間処理・資源化・最終処分の課題

南部広域行政組合の岡波苑し尿処理施設は稼働から約 42 年が経過しており、施設の老朽化による処理能力の低下等が懸念されます。このため、施設の維持管理や更新等の検討及び汚水処理事業の広域化・共同化の検討が必要となっています。

また、生活排水の処理工程から発生するバイオガスや汚泥、処理水について、さらなる有効利用を図っていく必要があります。

中間処理・資源化・最終処分に関する課題

- ①現有施設の老朽化に伴い、施設の維持管理や更新等の検討及び汚水処理事業の広域化・共同化の検討を進めていく必要がある。
- ②生活排水の処理工程で発生するバイオガス、汚泥、処理水等の利用をさらに推進する必要がある。

(4) 公共下水道及び農業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽への切り替えに係る課題

本市では公共下水道及び農業集落排水施設の整備を推進しており、既に整備されている処理区域内で、施設への未接続世帯が存在します。このような未接続世帯に対し接続を促し、また、処理区域外では、汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進していきます。

公共下水道及び農業集落排水施設への接続、 合併処理浄化槽への切り替えに関する課題

- ①公共下水道及び農業集落排水施設への接続（管路整備済み処理区域内）をさらに促進する必要がある。
- ②合併処理浄化槽への切り替え（公共下水道及び農業集落排水の処理区域外地域）をさらに促進する必要がある。

6. 生活排水処理行政の動向

糸満市の生活排水処理に係る上位計画としては、沖縄県が令和4年度に策定している「沖縄汚水再生ちゅら水プラン 2023」（令和5年3月）（以下、「ちゅら水プラン」という。）及び「沖縄県汚水処理事業広域化・共同化計画」（令和5年3月）（以下、「広域化・共同化計画」という。）があります。なお、広域化・共同化計画はちゅら水プランの「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部となります。

以下に、これら上位計画における糸満市に関連する事項等の抜粋を示します。

(1) 沖縄汚水再生ちゅら水プラン 2023（令和5年3月）

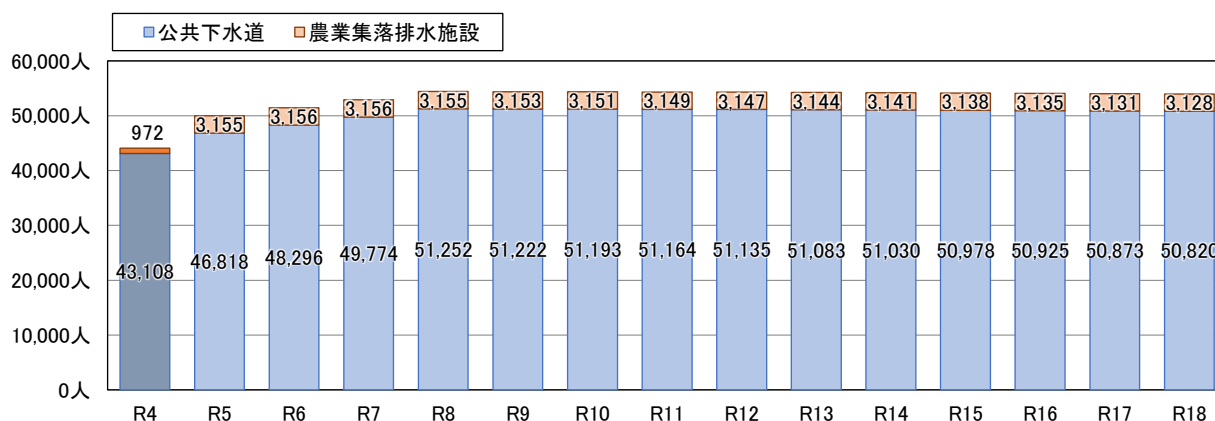
ちゅら水プランは、県と市町村が連携して処理区域、整備手法及び整備スケジュール等の設定を行い、下水道や農業・漁業集落排水施設、浄化槽など各種汚水処理施設の整備を計画的、効率的に進めるための指針として策定している下水道等整備構想です。

ちゅら水プランにおける本市の汚水処理施設の整備目標は表3-10のとおりです。

表3-10 ちゅら水プランに示される糸満市の汚水処理施設の整備目標

年度	糸満市全体		公共下水道	農業集落排水施設	合併浄化槽
	行政人口	汚水処理人口 (普及率)	整備人口 (普及率)	整備人口 (普及率)	整備人口 (普及率)
令和4年度 (整備人口※)	62,173人	59,346人 (95.5%)	43,108人 (69.3%)	972人 (1.6%)	15,266人 (24.6%)
令和8年度 (プラン目標)	62,078人	60,162人 (96.9%)	51,252人 (82.6%)	3,155人 (5.1%)	5,755人 (9.3%)
令和18年度 (プラン目標)	61,555人	61,555人 (100%)	50,820人 (82.6%)	3,128人 (5.1%)	7,607人 (12.4%)

※整備人口は公共下水道及び農業集落排水施設が整備済み区域の人口であり、当該施設の利用が可能な人口です。



※ 令和8、18年度の値はちゅら水プランに示される目標値であり、それ以外は内部検討資料に基づく値となっています。

図3-4 ちゅら水プランに示される糸満市の整備目標

(2) 沖縄県汚水処理事業広域化・共同化計画（令和5年3月）

広域化・共同化計画では、汚水処理施設の改築更新費用や維持管理費の削減を目的として、沖縄県内の汚水処理施設の統廃合について示されています。今後、関係機関において当該計画の調査・研究等が進められていくものと考えられます。

7. 生活排水処理計画

(1) 生活排水の適正処理に関する計画

公共用水域の水質汚濁抑制や生活排水処理施設の負荷軽減を図るため、各種広報活動を行い、自主的な生活排水の適正処理への取組を促進していきます。

以下に行政、市民及び事業者のそれぞれにおいて実施する方策事例を示します。

①行政における方策事例

■施設整備に関する取組

- ①公共下水道及び農業集落排水施設の整備推進
- ②公共下水道及び農業集落排水施設の整備済み地域の未接続世帯への接続促進
- ③し尿汲み取り世帯及び単独処理浄化槽設置世帯に対する合併処理浄化槽への切り替え促進、切り替え工事に対する助成
- ④地域性に配慮した柔軟な生活排水処理システム（相互連携、浄化槽市町村整備推進事業等）の検討



■生活排水の適正処理に関する取組

- ①浄化槽の適正管理指導
- ②事業者への適正排水の指導

■生活排水に係る資源化に関する取組

- ①公共下水道終末処理場から発生するメタンガス等の利活用の推進
- ②各種生活排水処理施設から発生する汚泥の堆肥等への資源化の実施

■生活排水対策の普及啓発に関する取組、その他の取組

- ①市の広報等を活用した生活排水処理対策の啓発
- ②市民1人1人に意識啓発を促す広報等の工夫
- ③事業者への適正排水の啓発
- ④生活排水処理対策等に関する講演会等の開催
- ⑤水生生物観察会等の開催
- ⑥河川、排水路等の清掃活動の支援
- ⑦河川環境改善等に取り組む市民団体の育成・連携
- ⑧生活排水処理対策に係る指導員の養成・育成支援
- ⑨廃食用油のリサイクルの推進
- ⑩廃食用油からの石鹼作り等再生利用活動の支援

②市民における方策事例

■施設の整備に関する方策



- ①公共下水道及び農業集落排水施設への接続（公共下水道及び農業集落排水施設の処理区域内の整備済み地域）
- ②汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え（公共下水道及び農業集落排水施設処理区域等外）

■生活排水の適正管理に対する方策

- ①食べ残し、飲み残しを減らし排水処理の負担を軽減する（排水として流すものを減らす）
- ②調理くず、廃食用油等の適正処理（排水として流さない）
- ③米のとぎ汁を植木等への散水へ利用する
- ④無リン洗剤、石鹼等の使用
- ⑤洗剤、石鹼等の適量使用
- ⑥洗濯排水等は下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽へ接続し、雨水管へ流入させない
- ⑦無洗米の使用
- ⑧お風呂の残り湯を洗濯、散水等を利用する
- ⑨市や沖縄県の実施する生活排水処理に関する各種施策への協力

③事業者における方策事例

■施設の整備に関する方策



- ①公共下水道及び農業集落排水への接続（公共下水道及び農業集落排水施設処理区域内の整備済み地域）
- ②汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え（公共下水道及び農業集落排水施設処理区域等外）

■生活排水の適正管理に対する方策

- ①適正な排水管理、処理（水質汚濁防止法の遵守）
- ②雨水、中水の積極利用
- ③市や沖縄県の実施する生活排水処理に関する各種施策への協力

(2) 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は市の処理責任のもとに、各家庭、事業所からの収集・運搬業務は許可業者により行っていくものとします。

なお、公共下水道及び農業集落排水施設の整備が進むことにより、し尿汲み取り世帯や単独処理浄化槽設置世帯は減少していくものと考えられます。一方、合併浄化槽及び単独浄化槽の法定検査の受検率向上に伴い、浄化槽清掃件数が増加することも想定され、その場合には収集される浄化槽汚泥量の増加が見込まれます。し尿及び浄化槽汚泥量の収集量の変動を見据え、安定的かつ効率的な収集・運搬体制を確保していきます。

(3) 中間処理計画

①し尿処理施設

し尿汲み取り世帯及び浄化槽設置世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、南部広域行政組合の岡波苑し尿処理施設において適正処理が行われており、今後も当該施設による処理を継続します。

また、岡波苑し尿処理施設については、広域化・共同化計画において、公共下水道の糸満市浄化センターとの統廃合が提案されています。施設の統廃合により、スケールメリットを生かした効率的な管理が見込まれることから、関係機関とともに、その可能性について調査・研究を行っていきます。

②合併処理浄化槽

公共下水道及び農業集落排水施設の処理区域外の地域、当該施設の整備が困難な地域については、汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進します。

③公共下水道

公共下水道の未整備地域については、今後も整備を推進します。また、整備済み地域の未接続世帯に対し、公共下水道への接続を呼び掛けていきます。

また、前述したように広域化・共同化計画において、岡波苑し尿処理施設との統廃合が提案されており、関係機関とともに、統廃合に向けた調査・研究を行っていきます。

④農業集落排水施設

農業集落排水施設整備地域については、今後も整備を推進します。また、整備済み地域の未接続世帯に対し、施設への接続を呼び掛けていきます。

(4) 最終処分・資源化計画

本市の公共下水道の終末処理場（糸満市浄化センター）から発生する下水道汚泥は、堆肥化を行っており、今後も再生利用を行っていきます。また、汚泥の消化ガスについては、令和元年よりバイオガスを燃料とした売電事業が行われ、工業団地内の企業に供給されています。

また、岡波苑し尿処理施設及び米須地区農業集落排水処理施設から発生する汚泥の資源化について調査・研究を行っていきます。

生活排水処理においても循環型社会の形成を目指し、引き続き、汚泥やバイオガス等の資源化に取り組んでいきます。

(5) 大規模災害時のし尿等の処理について

災害時は、汲み取り槽の水没、雨水・土砂の流入、浄化槽や排管の破損、下水道や農業集落排水の管路の破損等が想定され、公衆衛生上速やかに汲み取り、清掃、周辺の消毒等が必要となります。

災害時に迅速かつ適正な処理を図るために「糸満市地域防災計画」及び「糸満市災害廃棄物処理計画」に基づき、収集・運搬及び処理体制、各種関係機関との連携体制の確立を図ります。